

次世代育成支援行動計画

平成 17 年 3 月

佐 用 町

目 次

§ 計画の基本的な考え方

1 . 計画策定の趣旨	1
2 . 計画の期間	1
3 . 実施状況の点検及び推進体制	1
4 . 策定の基本的な視点	2
5 . 基本理念	3
6 . 施策の体系	4

§ 子育て環境を取りまく現状

1 . 少子化の動向	5
（ 1 ）人口の推移	5
（ 2 ）出生の動向	9
（ 3 ）婚姻・離婚の動向	10
（ 4 ）1世帯あたりの子どもの数	12
2 . 家族・地域の状況	13
（ 1 ）世帯の動向	13
（ 2 ）就労状況	16
（ 3 ）産業・雇用の状況	18
3 . 子育てニーズ	19
（ 1 ）就学前児童（保護者）の子育てニーズ	19
（ 2 ）小学校児童（保護者）の子育てニーズ	25

§ 施策と事業目標

1．地域における子育て支援	29
（1）地域における子育て支援サービスの充実	29
（2）子育て支援のネットワークづくり	34
（3）児童の健全育成	35
（4）世代間交流の推進	36
2．母子並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進	37
（1）子どもや母親の健康の確保	37
（2）「食育」の推進	41
（3）思春期保健対策の充実	42
3．子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	43
（1）次世代の親の育成	43
（2）子どもの生きる力の育成	44
（3）家庭や地域の教育力の向上	49
（4）子どもを取り巻く有害環境対策の推進	53
4．安心・安全な子育て環境の整備	54
（1）良質な住宅・住環境の整備	54
（2）子どもの交通安全を確保するための活動の推進	55
（3）子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	56
（4）住民参加のまちづくりの推進	57
5．職業生活と家庭生活の両立の推進	59
（1）多様な働き方の実現	59
6．要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	60
（1）児童虐待防止対策の充実	60
（2）母子家庭等自立支援の推進	61
（3）障害児施策の充実	63

§ 計画の推進体制

65

§ 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

わが国における急速な少子化の進行などを踏まえ次代を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、国は平成 15 年 7 月、「次世代育成支援対策推進法」を定めました。同法ではすべての市町村・都道府県と全ての 300 人を超える企業において、国が定めた指針に基づく行動計画の策定を義務づけています。

今回の次世代育成支援行動計画策定にあたっては、これまでの施策の実施状況を見直し、子ども、家庭、地域が一体となって、次世帯を担う子どもの育成支援を、新たなまちづくりとともに推進していくことが求められます。

また、次世代育成支援行動計画は、「次世代育成支援対策推進法」の趣旨をふまえながら、町の福祉・医療・保健・教育等各行政分野の連携によって、子育てにたずさわるすべての家庭が、子どもを持つこと、育てること自体に喜びや大きな価値を感じるような、均等のとれた支援策を進めていきます。

2. 計画の期間

「次世代育成支援対策推進法」に基づき、計画の期間は平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年間とします。この期間の内、平成 17 年度から平成 21 年度を前期計画、平成 22 年度から平成 26 年度までを後期計画と位置づけます。後期計画は、前期計画の実施状況を点検し、必要な見直しを行い、策定することとします。

3. 実施状況の点検及び推進体制

計画策定後は、各年度において実施状況を把握、点検しつつ、施策の実施状況を公表します。

4. 策定の基本的な視点

子どもの視点

子育て支援サービス等により影響を受けるのは多くは子ども自身であるという認識に立って、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮する必要がある、特に、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取組を重視します。

次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるものとの意識の下に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を重視します。

サービス利用者の視点

少子高齢化や価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズも多様化しており、また、保護者の就業環境等の特性を踏まえることも必要であり、多様な個別ニーズに柔軟に対応できるように、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組を重視します。

社会全体による支援の視点

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、行政はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、様々な担い手の協働の下に対策を進めていくことが必要です。

すべての子どもと家庭への支援の視点

次世代育成支援対策は、子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援という観点から推進することが必要です。

地域における社会資源の効果的な活用の視点

地域においては、中には、子育てに関する活動を行うボランティア団体、子育てサークル、母親クラブをはじめとする様々な地域活動団体、社会福祉協議会等が活動するとともに、高齢者等に対するサービスを提供する民間事業者等もあるほか、子育て支援等を通じた地域への貢献を希望する高齢者も多く、こうした様々な地域の社会資源を十分かつ効果的に活用することが必要です。

サービスの質の視点

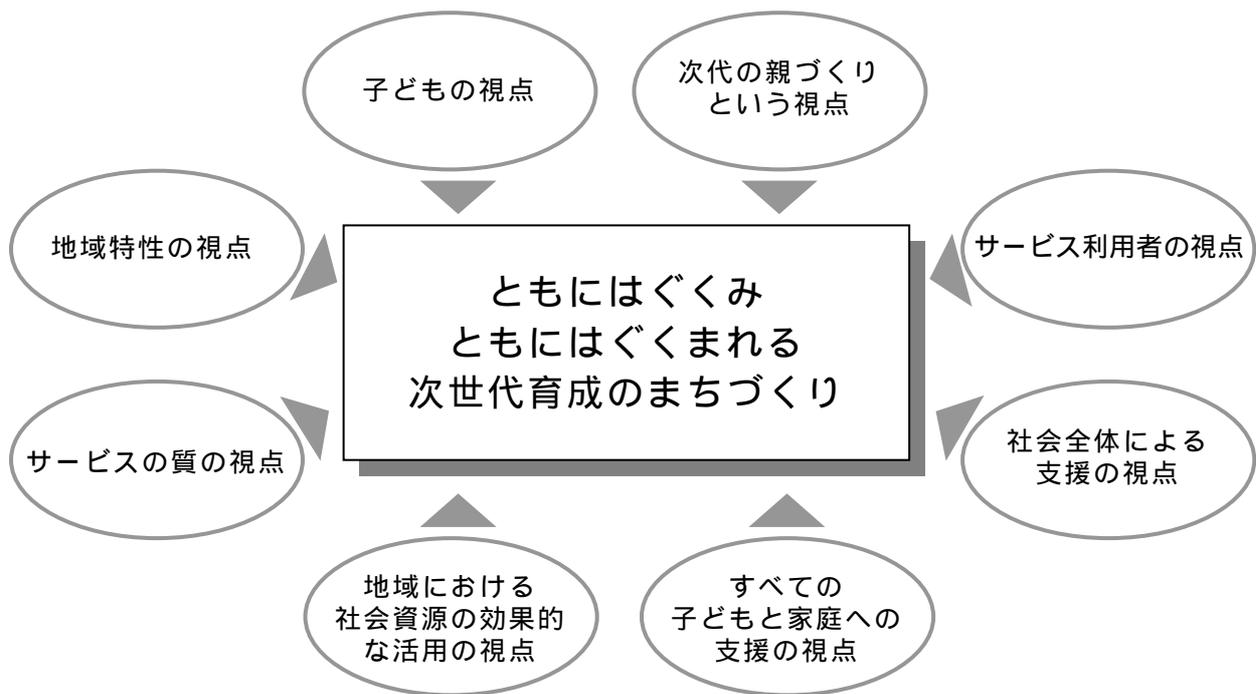
利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するためには、サービス提供量を適切に確保するとともに、サービスの質を確保することが重要です。このため、サービスの質を評価し、向上させていくといった視点から、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取組を重視します。

地域特性の視点

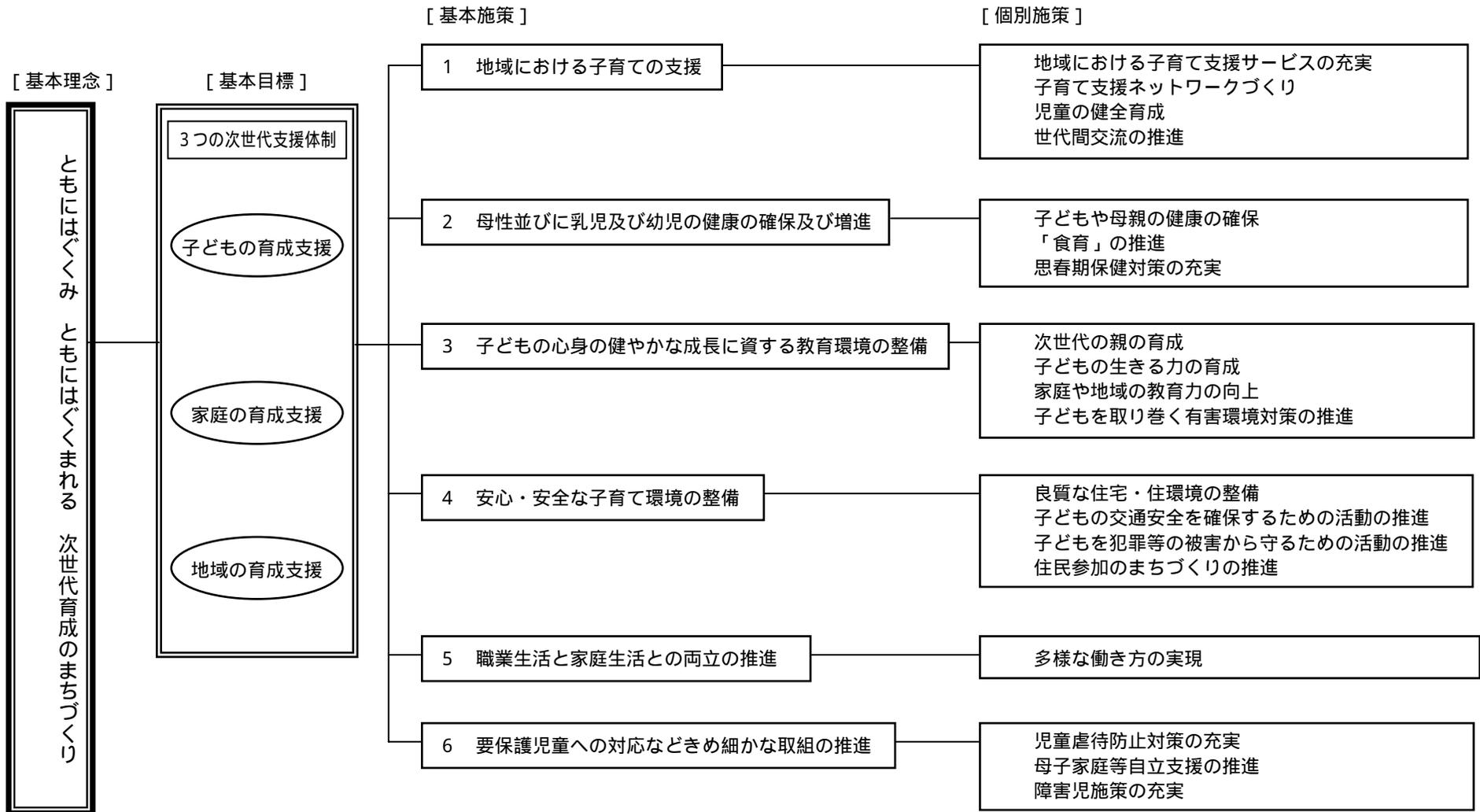
本町の地域特性を踏まえ、利用者のニーズ及び必要とされる支援策を検討した上で、主体的な取組を進めていくことが必要です。

5. 基本理念

策定の基本的な視点に基づき、次世代育成支援の基本理念を次のとおり設定します。



6. 施策の体系



§ 子育て環境を取りまく現状

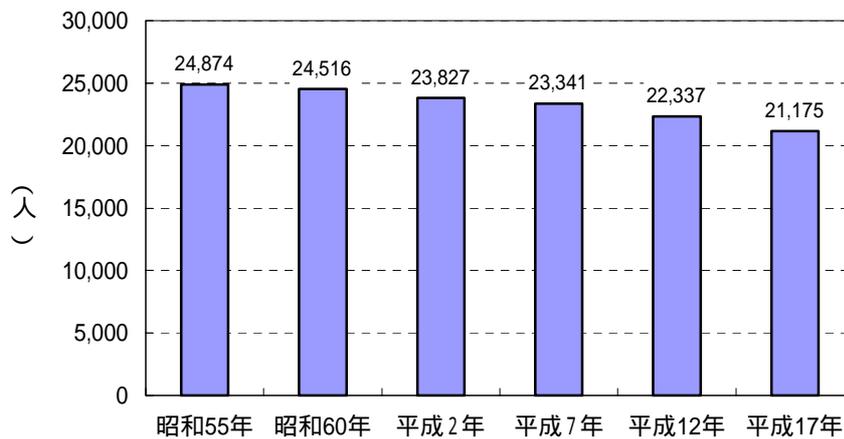
1. 少子化の動向

(1) 人口の推移

総人口

佐用郡4町の総人口は、昭和55年に24,874人であったものが、緩やかに減少し平成17年では21,175人となっています。

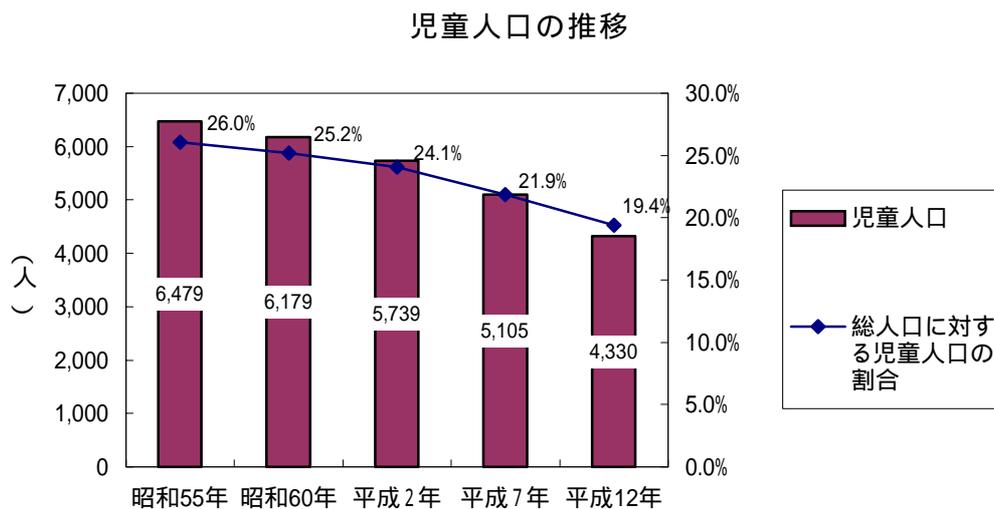
総人口の推移



資料 国勢調査
平成17年については、平成17年2月1日現在 兵庫県推計人口

児童人口

18歳未満の児童人口は、減少傾向にあり、昭和55年に6,479人であった児童人口は平成12年では4,330人となっており、20年間で2,149人減少しています。また、総人口に対する児童人口の割合についてみると、昭和55年には総人口の26.0%を占めていましたが、減少を続け平成12年度では19.4%となっています。



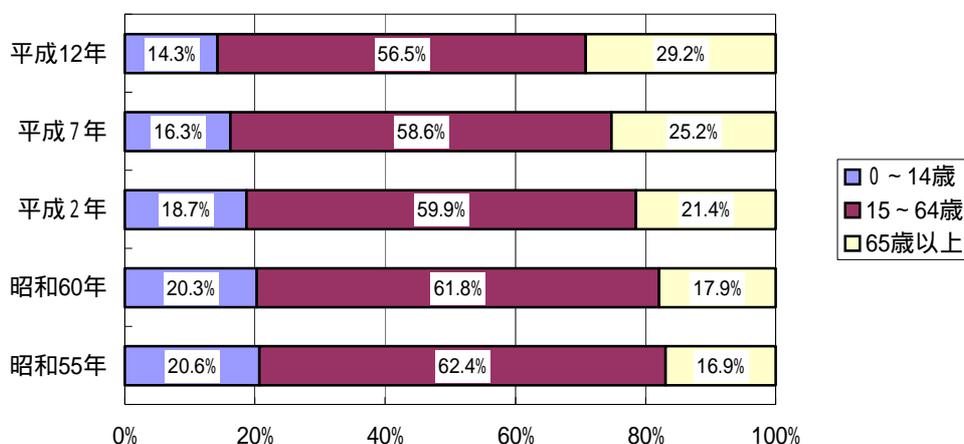
資料 国勢調査

年少人口

平成12年現在、年少人口（15歳未満人口）は3,189人、生産年齢人口（15歳～64歳人口）は12,631人、老年人口（65歳以上人口）は6,517人となっており、年少人口の総人口に対する割合は14.3%となっています。

15歳未満の年少人口の割合は昭和55年から減少しつつづけているのに対し、65歳以上の老年人口の割合は増加傾向にあり、平成12年では29.2%と15歳未満人口の割合を上回り、少子高齢化が着実に進展していることがうかがえます。

年齢3区分別人口の推移

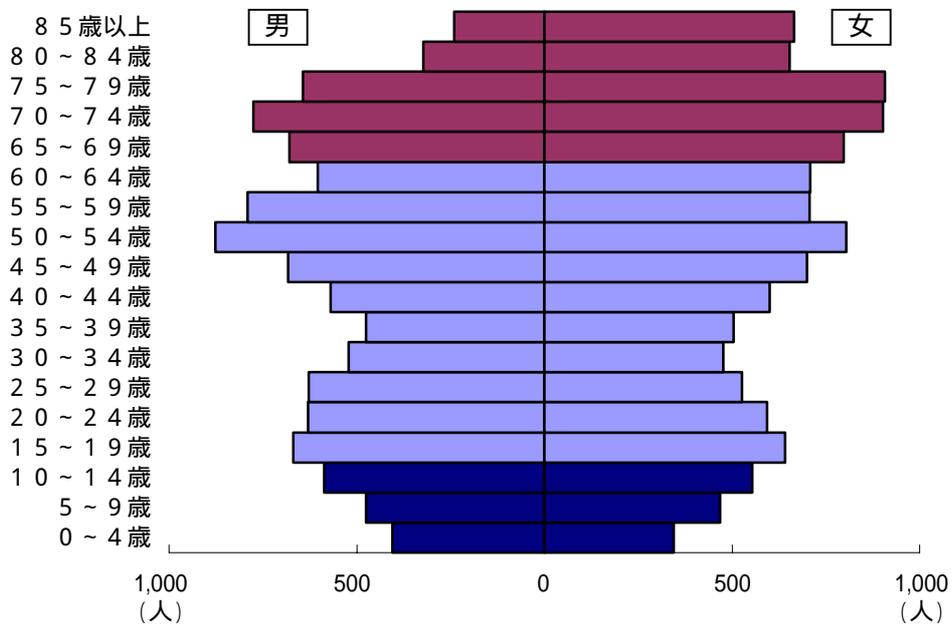


区分	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	
0～14歳	5,130	4,971	4,450	3,794	3,189	
15～64歳	15,529	15,148	14,272	13,667	12,631	
65歳以上	4,215	4,397	5,104	5,880	6,517	
総人口	24,874	24,516	23,826	23,341	22,337	
割合	0～14歳	20.6%	20.3%	18.7%	16.3%	14.3%
	15～64歳	62.4%	61.8%	59.9%	58.6%	56.5%
	65歳以上	16.9%	17.9%	21.4%	25.2%	29.2%
	総人口	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

資料 国勢調査

四捨五入による端数処理のため割合の計が100.0%にならない場合がある

人口ピラミッド



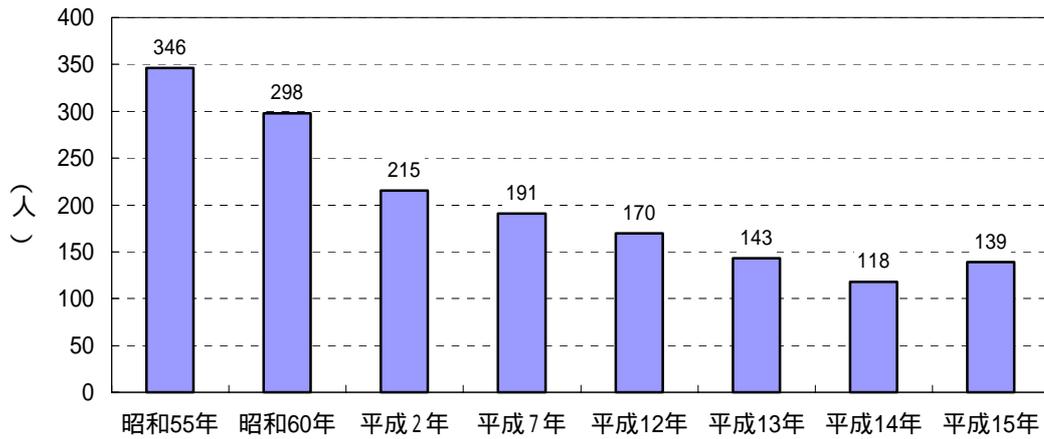
資料 2004年3月31日 住民基本台帳人口

(2) 出生の動向

出生数については、昭和55年に346人であったものが、平成15年には139人となっています。

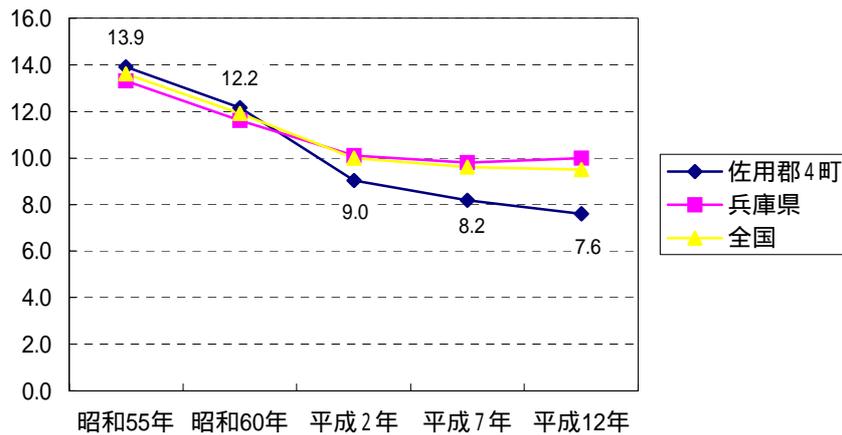
また、出生率については昭和55年の13.9から減少を続け、平成12年では7.6となっており、全国平均(9.5)、兵庫県の平均(10.0)を下回っています。

出生数の推移



資料 人口動態調査

出生率の推移



	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
佐用郡4町	13.9	12.2	9.0	8.2	7.6
兵庫県	13.3	11.6	10.1	9.8	10.0
全国	13.6	11.9	10.0	9.6	9.5

資料 人口動態調査

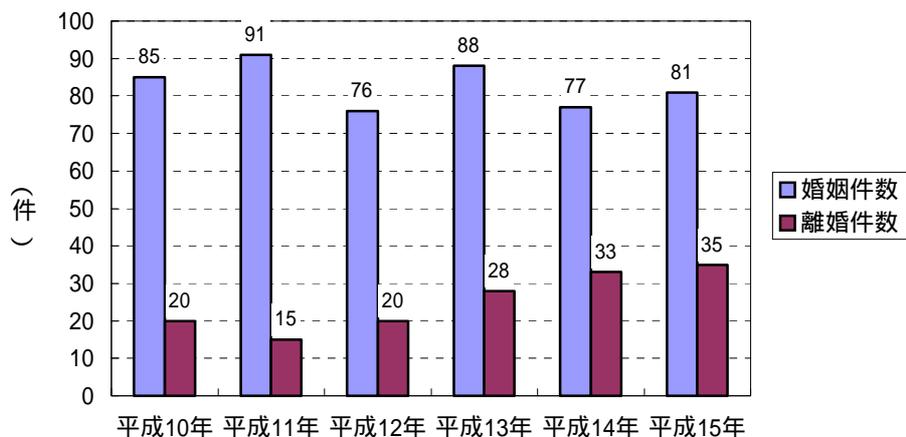
$$\text{出生率} = \frac{\text{年間出生数}}{\text{10月1日現在日本人口}} \times 1,000$$

(3) 婚姻・離婚の動向

婚姻、離婚件数については、平成15年で婚姻件数が81件、離婚件数が35件となっています。

また、平成12年の婚姻率は、全国平均(6.40)、兵庫県平均(6.30)を下回り3.40となっています。また、離婚率については、全国平均(2.10)、兵庫県平均(2.18)を下回り、0.90となっています。

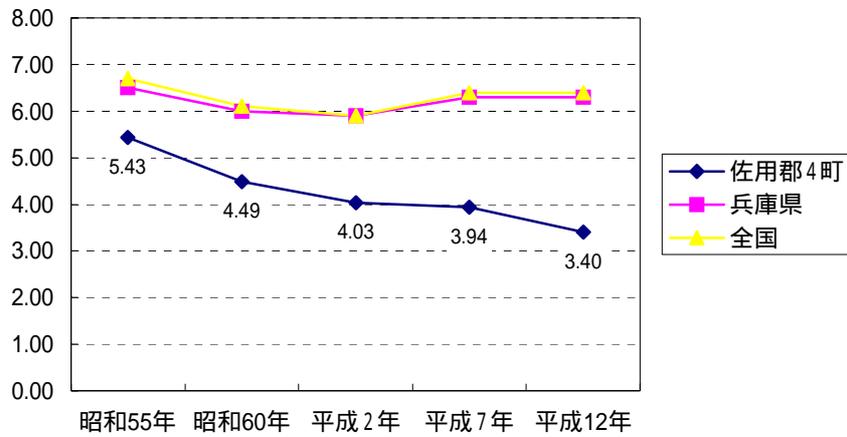
婚姻・離婚件数の推移



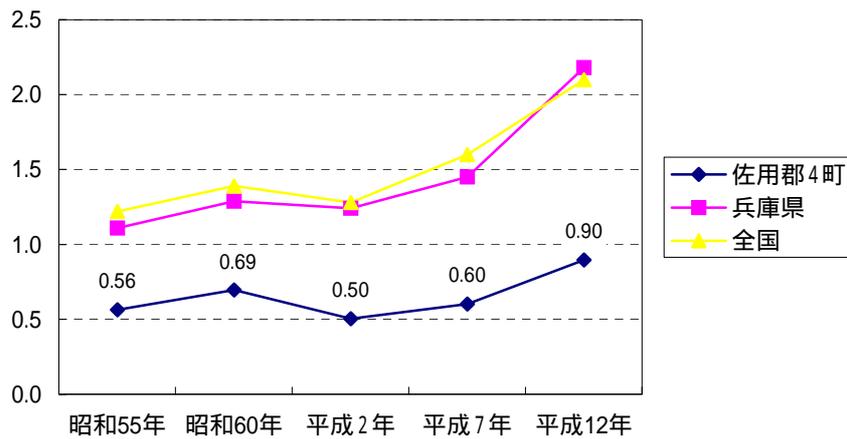
	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
婚姻件数	85	91	76	88	77	81
離婚件数	20	15	20	28	33	35

資料 人口動態調査

婚姻率の推移



離婚率の推移



		昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
婚姻率	佐用郡4町	5.43	4.49	4.03	3.94	3.40
	兵庫県	6.50	6.00	5.90	6.30	6.30
	全国	6.70	6.10	5.90	6.40	6.40
離婚率	佐用郡4町	0.56	0.69	0.50	0.60	0.90
	兵庫県	1.11	1.29	1.24	1.45	2.18
	全国	1.22	1.39	1.28	1.60	2.10

資料 人口動態調査

$$\text{婚姻率} = \frac{\text{年間婚姻届出件数}}{\text{10月1日現在日本人人口}} \times 1,000$$

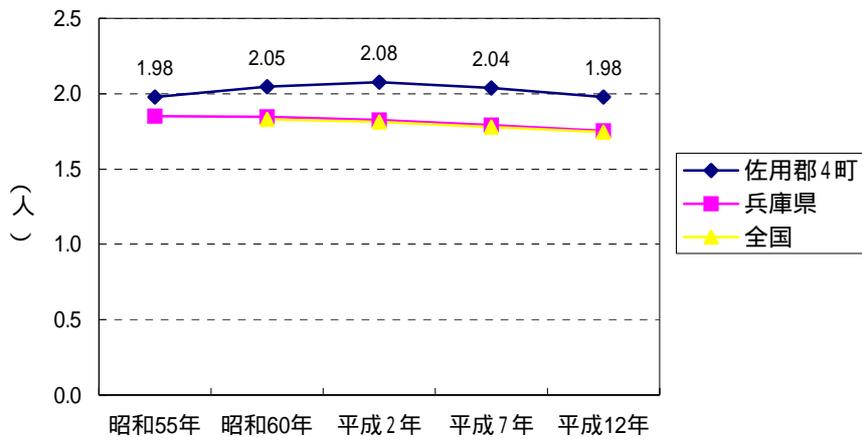
$$\text{離婚率} = \frac{\text{年間離婚届出件数}}{\text{10月1日現在日本人人口}} \times 1,000$$

(4) 1世帯あたりの子どもの数

1世帯あたりの子どもの数については、平成2年以降、緩やかに減少し平成12年には1.98人となっていますが、兵庫県平均(1.75人)を上回っています。

また、18歳未満の子どものいる一般世帯数は減少傾向にあり、昭和55年に3,134世帯であったものが、平成12年には2,066世帯に減少しています。

1世帯あたりの子どもの数



		昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
佐用郡4町	18歳未満子どものいる一般世帯数(世帯)	3,134	2,907	2,639	2,378	2,066
	1世帯あたりの子どもの数(人)	1.98	2.05	2.08	2.04	1.98
兵庫県	18歳未満子どものいる一般世帯数(世帯)	779,536	754,542	687,214	608,850	583,333
	1世帯あたりの子どもの数(人)	1.85	1.85	1.83	1.79	1.75
全国	18歳未満子どものいる一般世帯数(世帯)	-	17,244,175	15,644,104	13,960,763	13,051,056
	1世帯あたりの子どもの数(人)	-	1.83	1.81	1.78	1.75

資料 国勢調査

2. 家族・地域の状況

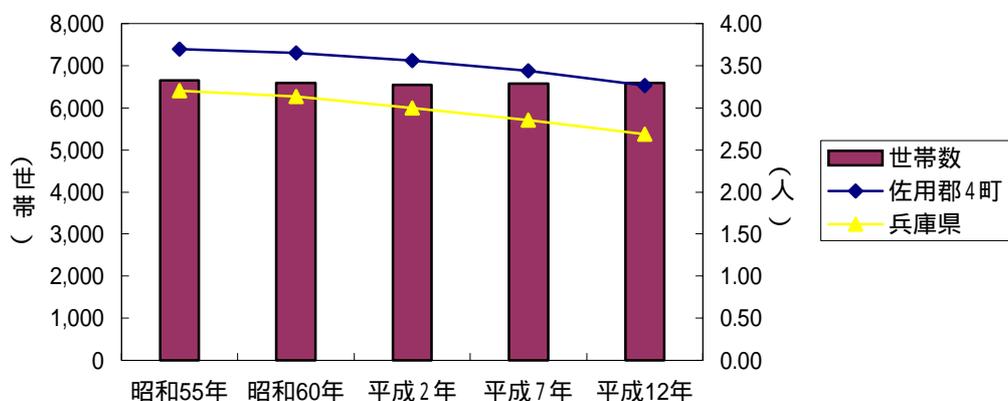
(1) 世帯の動向

世帯数

一般世帯数は平成12年で6,594世帯となっています。

1世帯あたりの人員は兵庫県平均を上回っていますが、人員は減少傾向にあり、昭和55年に3.69人であったものが、平成12年では3.26人となっています。

1世帯あたり人員の推移



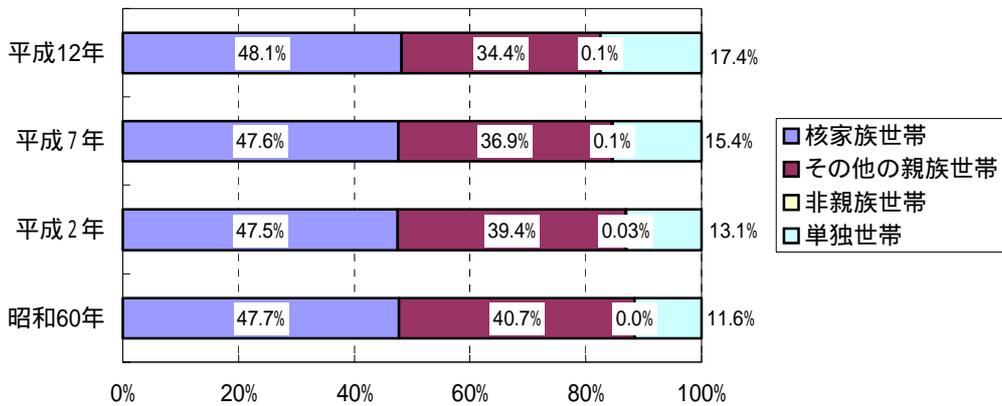
		昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
佐用郡4町	一般世帯数(世帯)	6,649	6,593	6,540	6,569	6,594
	一般世帯親族人員(人)	24,562	24,089	23,293	22,569	21,504
	1世帯あたり人員(人)	3.69	3.65	3.56	3.44	3.26
兵庫県	一般世帯数(世帯)	1,582,793	1,660,915	1,774,925	1,867,031	2,035,097
	一般世帯親族人員(人)	5,075,369	5,211,038	5,322,142	5,329,437	5,464,386
	1世帯あたり人員(人)	3.21	3.14	3.00	2.85	2.69

資料 国勢調査

世帯構成

一般世帯の世帯構成については、単独世帯（ひとり暮らし）の割合が増加傾向にあり、昭和60年の11.6%から平成12年には17.4%に増加しています。また、全体の半数近くを占める核家族世帯（夫婦のみ世帯または、夫婦とその子どものみ世帯）については、増減の変化はほとんどみられません。

世帯構成の推移



	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年	
	世帯	構成比	世帯	構成比	世帯	構成比	世帯	構成比
一般世帯合計	6,593	100.0%	6,540	100.0%	6,569	100.0%	6,594	100.0%
核家族世帯	3,144	47.7%	3,105	47.5%	3,127	47.6%	3,173	48.1%
その他の親族世帯	2,685	40.7%	2,578	39.4%	2,426	36.9%	2,267	34.4%
非親族世帯	2	0.0%	2	0.03%	4	0.1%	5	0.1%
単独世帯	762	11.6%	854	13.1%	1,011	15.4%	1,149	17.4%

資料 国勢調査

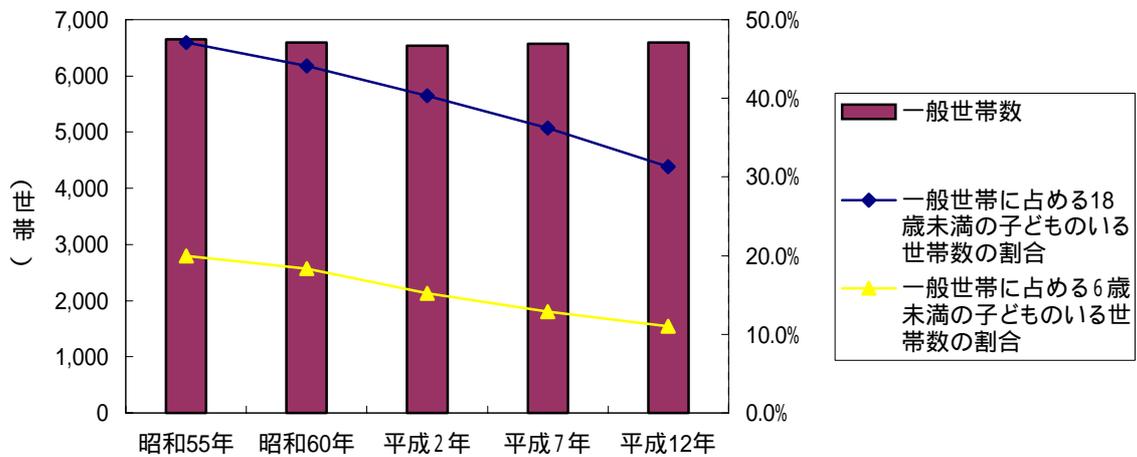
四捨五入による端数処理のため割合の計が100.0%にならない場合がある

子どものいる世帯

18歳未満の子どものいる世帯数は減少傾向にあり、平成12年では2,066世帯となっています。

一般世帯に占める18歳未満の子どものいる世帯数の割合は、昭和55年に47.1%であったものが平成12年では31.3%に減少しています。また、一般世帯に占める6歳未満の子どものいる世帯数の割合についても減少傾向にあり、昭和55年の20.0%であったものが、平成12年では11.0%となっています。

子どものいる世帯の推移



	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
一般世帯数(世帯)	6,649	6,593	6,540	6,569	6,594
18歳未満の子どものいる世帯数(世帯)	3,134	2,907	2,639	2,378	2,066
一般世帯に占める割合(%)	47.1%	44.1%	40.4%	36.2%	31.3%
6歳未満の子どものいる世帯数(世帯)	1,328	1,211	993	848	726
一般世帯に占める割合(%)	20.0%	18.4%	15.2%	12.9%	11.0%

資料 国勢調査

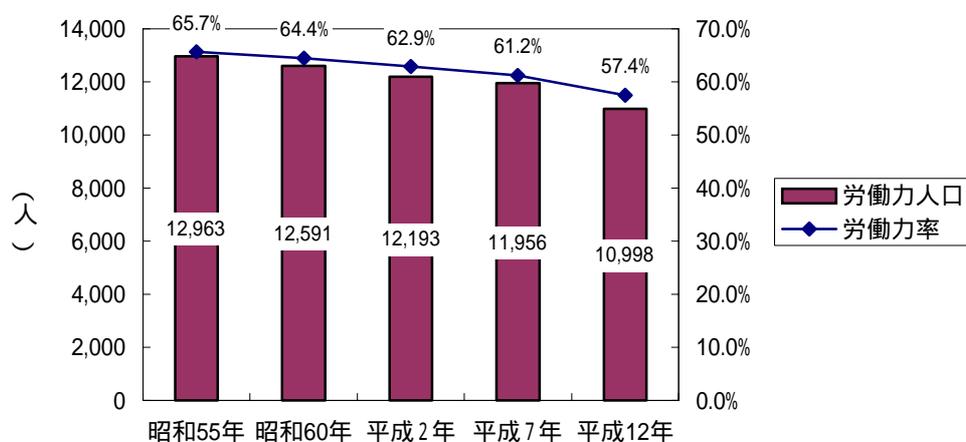
(2) 就労状況

労働力人口

労働力人口については、減少傾向にあり、昭和55年に12,963人であったものが平成12年では10,998人に減少しています。

また、労働力率についても減少傾向にあり、平成12年では57.4%となっています。

労働力人口の推移



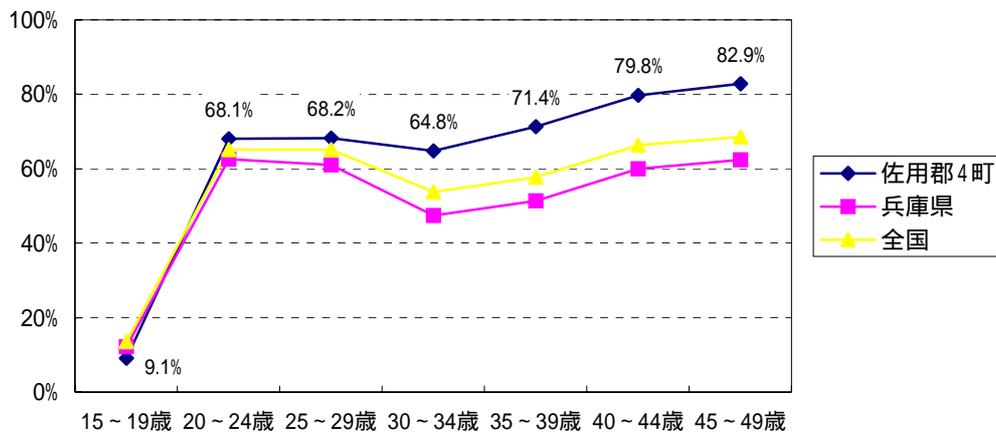
	15歳以上人口	労働力人口							労働力率
		計	就業者				完全失業者		
			計	第1次産業	第2次産業	第3次産業		分類不能の産業	
昭和55年	19,744	12,963	12,738	2,563	4,857	5,309	9	225	65.7%
昭和60年	19,545	12,591	12,340	2,365	4,762	5,202	11	251	64.4%
平成2年	19,376	12,193	11,946	2,100	4,453	5,367	26	247	62.9%
平成7年	19,547	11,956	11,637	1,920	3,974	5,729	14	319	61.2%
平成12年	19,148	10,998	10,700	1,392	3,489	5,760	59	298	57.4%

資料 国勢調査

女性の就業状況

女性の就業率を年齢別にみると、平成12年現在、45～49歳（82.9%）が最も高く、次いで40～44歳（79.8%）と続いています。兵庫県平均では20～24歳（62.6%）が最も高くなっているのに対し、佐用郡4町では35～49歳の就業率が20～24歳（68.1%）の就業率を上回っています。また、全体的に兵庫県平均よりも高い就業率となっています。

女性の年齢階級別就業率（平成12年）



	佐用郡4町			兵庫県		
	15歳以上人口	就業者数	就業率	15歳以上人口	就業者数	就業率
15～19歳	606	55	9.1%	163,242	19,995	12.2%
20～24歳	473	322	68.1%	185,528	116,100	62.6%
25～29歳	481	328	68.2%	219,926	134,127	61.0%
30～34歳	474	307	64.8%	197,212	93,682	47.5%
35～39歳	583	416	71.4%	181,120	92,923	51.3%
40～44歳	648	517	79.8%	169,940	102,019	60.0%
45～49歳	770	638	82.9%	192,651	120,117	62.3%

	全国		
	15歳以上人口	就業者数	就業率
15～19歳	3,654,181	496,944	13.6%
20～24歳	4,114,218	2,680,502	65.2%
25～29歳	4,825,032	3,140,612	65.1%
30～34歳	4,339,792	2,332,545	53.7%
35～39歳	4,018,579	2,318,861	57.7%
40～44歳	3,876,048	2,570,983	66.3%
45～49歳	4,448,236	3,047,329	68.5%

資料 平成12年国勢調査

(3) 産業・雇用の状況

佐用郡4町には平成13年現在1,438の事業所があり、「卸売業・小売業・飲食店」(462事業所)、「サービス業」(364事業所)の事業所数が多くなっています。

従業者数については、男性では「建設業」、「製造業」、「サービス業」の従業者数が多く、女性では「サービス業」、「卸売業・小売業・飲食店」の従業者数が多くなっています。

産業別事業所数・従業者数

	事業所数	従業者数		
		総数	男	女
全産業	1,438	9,008	4,727	4,281
農林業	7	73	37	36
鉱業	2	17	13	4
建設業	266	1,370	1,139	231
製造業	244	1,936	1,062	874
電気・ガス・熱供給・水道業	5	31	27	4
運輸・通信業	42	236	174	62
卸売業・小売業・飲食店	462	2,054	884	1,170
金融・保険業	15	108	45	63
不動産業	3	10	8	2
サービス業	364	2,811	1,053	1,758
公務(他に分類されないもの)	28	362	285	77

資料 平成13年事業所・企業統計調査報告書

3. 子育てニーズ

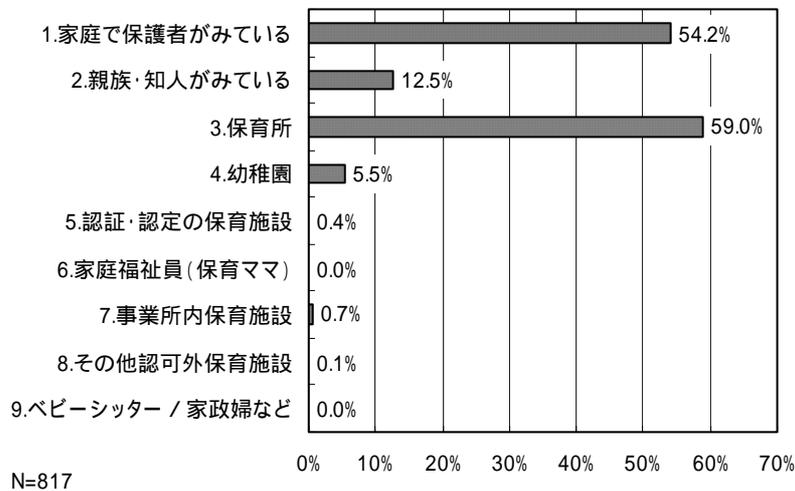
(1) 就学前児童（保護者）の子育てニーズ

子どもの平日の保育についての希望と現状

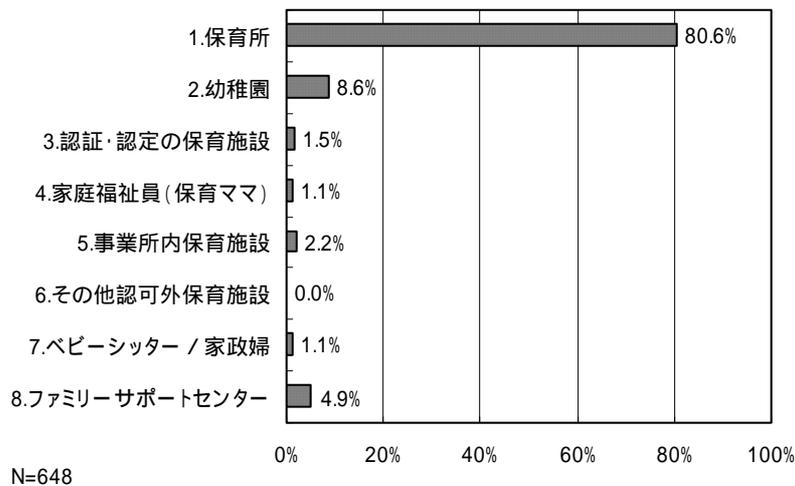
子どもの平日の保育は、「保育所」が59.0%と最も高くなっているが、「家庭で保護者がみている」も54.2%となっている。

利用したい保育サービスについては、「保育所」が80.6%と圧倒的に高くなっている。

子どもの平日の保育



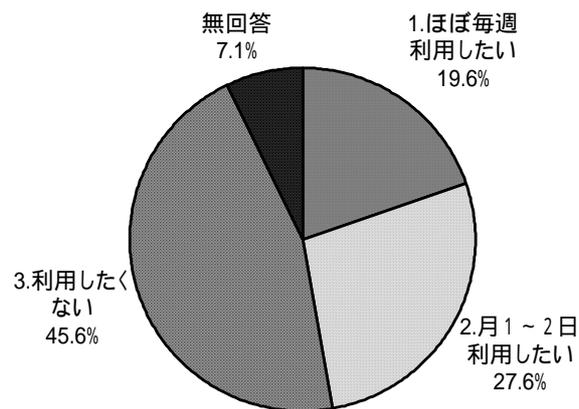
利用したい主なサービス



子どもの土・休日の保育についての希望

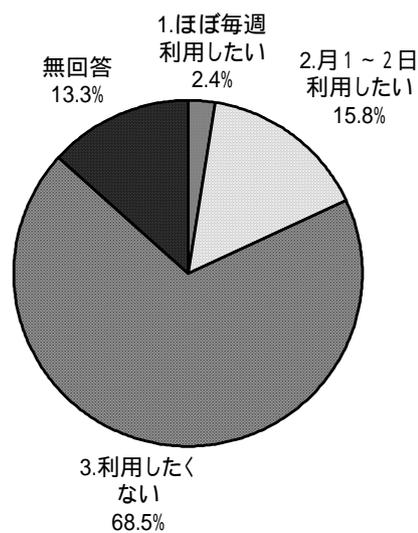
土曜日の利用希望は、「月に1～2日利用したい」が27.6%、「ほぼ毎週利用したい」が19.6%となっており、「利用したくない」は45.6%となっている。日曜日・休日は、「利用したくない」が68.5%と高くなっている。

土曜日の利用希望



N=550

日曜日・休日の利用希望



N=550

保育サービス等の満足度

保育サービスに対する満足度をみると、「食事」や「子どもへの接し方・日常の遊び」への満足度は高くなっている。一方、「利用者間のネットワークづくり」、「職員等の配置状況」、「保護者の要望・意見への対応」、「保護者への情報伝達」は、やや不満、大変不満をあわせた割合が他と比べ高くなっている。

保育サービス等の満足度

	1.大変満足		2.ほぼ満足		3.やや不満		4.大変不満	
	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比
施設・環境(園舎・園庭・玩具など)	68	16.0%	285	67.1%	62	14.6%	10	2.4%
職員等の配置状況(人員体制)	102	24.1%	227	53.5%	67	15.8%	28	6.6%
子どもへの接し方・日常の遊び(保育内容)	129	30.4%	241	56.8%	43	10.1%	11	2.6%
行事(保育参観や運動会など)	116	27.4%	243	57.3%	56	13.2%	9	2.1%
食事	168	39.5%	223	52.5%	31	7.3%	3	0.7%
病気やケガの時の対応	114	27.0%	259	61.2%	44	10.4%	6	1.4%
保護者への情報伝達	108	25.4%	241	56.7%	60	14.1%	16	3.8%
悩みごとなどへの相談対応	93	22.1%	270	64.1%	45	10.7%	13	3.1%
保護者の要望・意見への対応	76	18.0%	269	63.6%	57	13.5%	21	5.0%
利用者間のネットワークづくり	38	9.1%	273	65.6%	89	21.4%	16	3.8%
安全対策	77	18.1%	280	65.9%	59	13.9%	9	2.1%
衛生対策	83	19.5%	282	66.4%	53	12.5%	7	1.6%

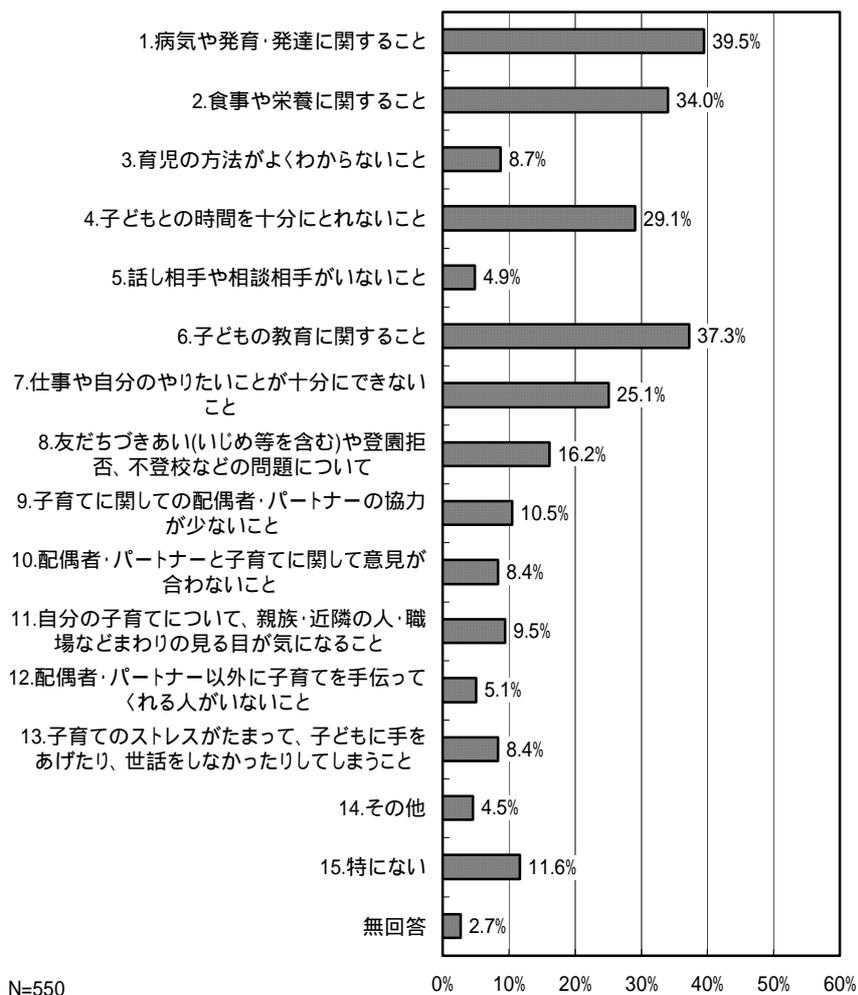
構成比は有効回答数で回答数を除いた数値

有効回答数は、サンプル数から無回答数及び非該当者数を減じた数値

子育てに関する悩み

子育てに関する悩みは、「病気や発育・発達に関すること」が 39.5%と最も高く、ついで、「子どもの教育に関すること」(37.3%)、「食事や栄養に関すること」(34.0%)が続いている。

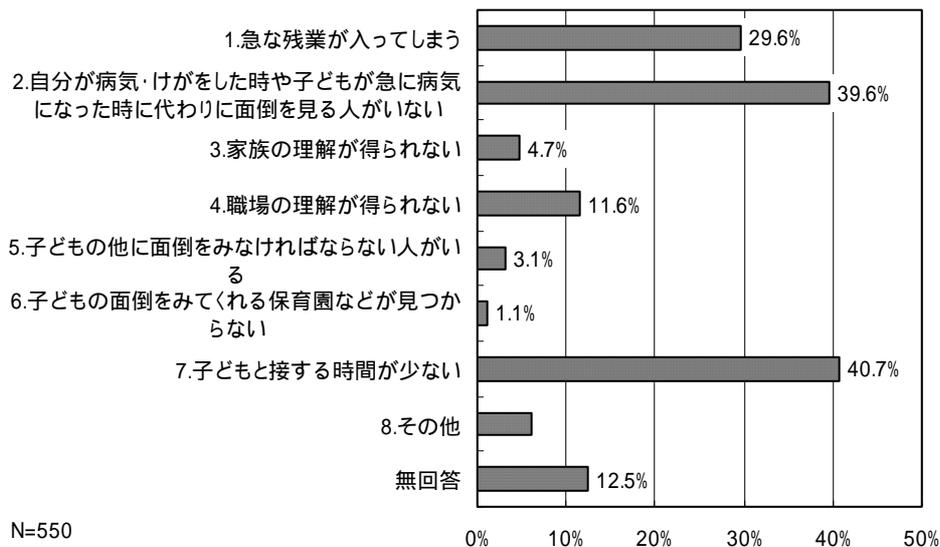
子育てに関する悩み



仕事と子育てを両立する上での問題点

仕事と子育てを両立する上での問題点としては、「子どもと接する時間が少ない」が40.7%、「自分が病気けがをした時や子どもが急に病気になった時に代わりに面倒を見る人がいない」が39.6%と高くなっており、ついで、「急な残業が入ってしまう」が29.6%と続いている。

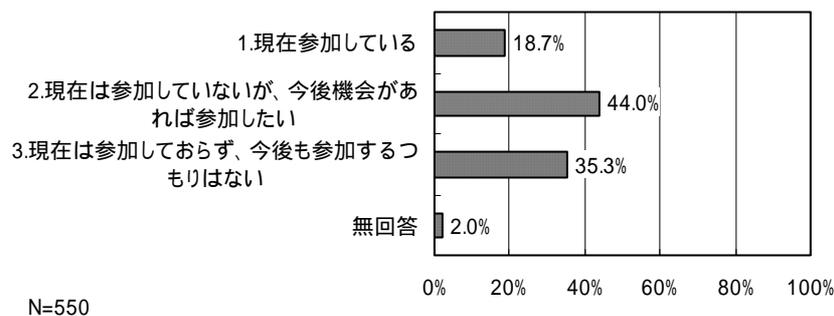
仕事と子育てを両立する上での問題点



子育てに関するサークルへの参加状況

子育てに関するサークルへの保護者の参加状況をみると、「現在は参加していないが、今後機会があれば参加したい」が44.0%と最も高く、「現在参加している」とあわせると約6割の人が子育てサークルへの参加意向を持っている。

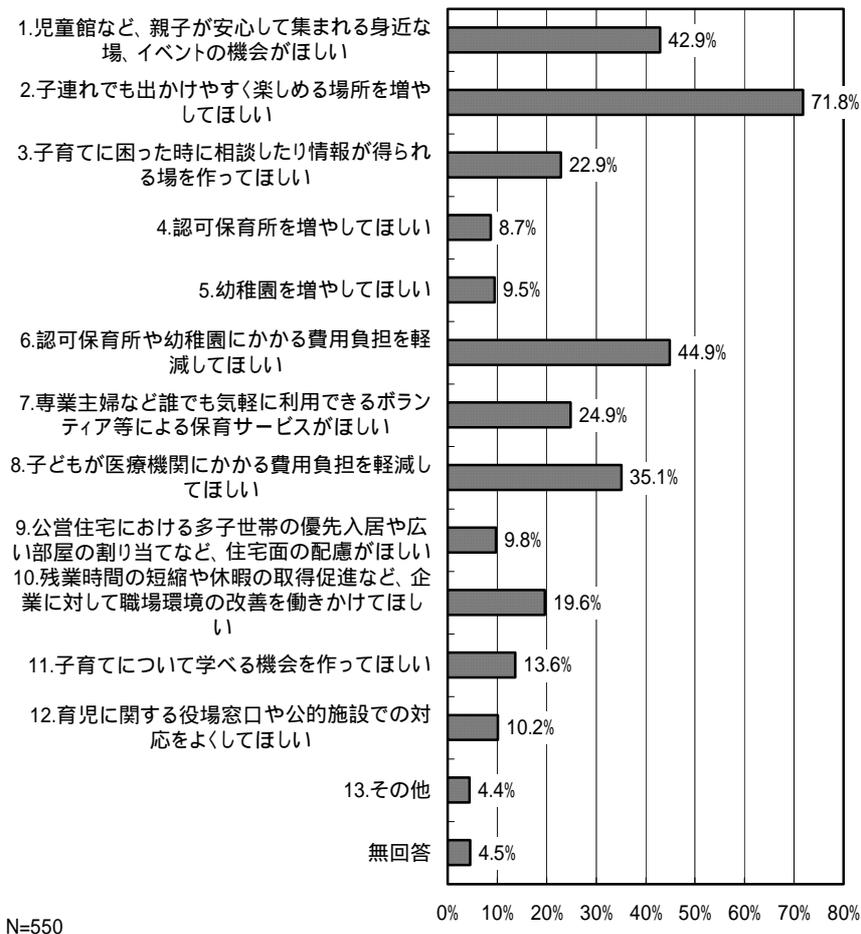
子育てに関するサークルへの参加状況



子育て支援に関する行政サービスへの要望

子育て支援に関する行政サービスへの要望は、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が71.8%と高くなっている。ついで、「認可保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減してほしい」(44.9%)、「児童館など、親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会がほしい」(42.9%)、「子どもが医療機関にかかる費用負担を軽減してほしい」(35.1%)となっている。

子育て支援に関する行政サービスへの要望

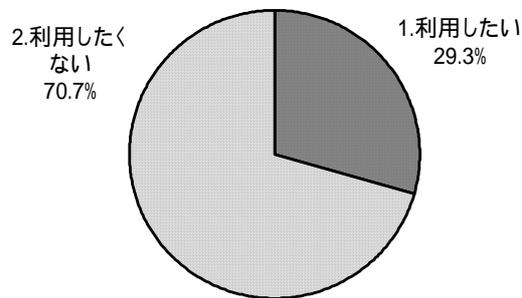


(2) 小学校児童(保護者)の子育てニーズ

放課後クラブ利用意向

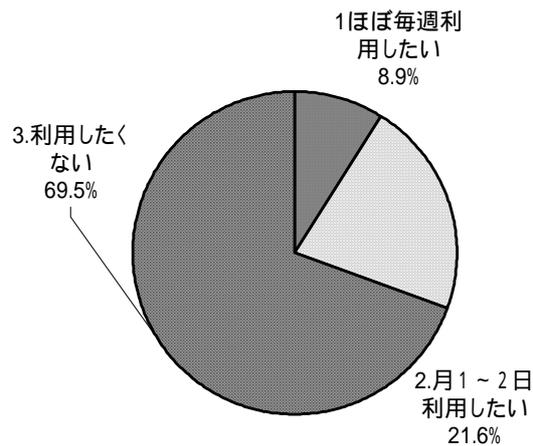
放課後クラブの利用意向は、平日では「利用したい」が29.3%、土曜日では「ほぼ毎週利用したい」が8.9%、「月1～2日利用したい」が21.6%となっている。利用したくないは、いずれもほぼ7割となっている。

平日の利用希望



N=1,077

土曜日の利用希望

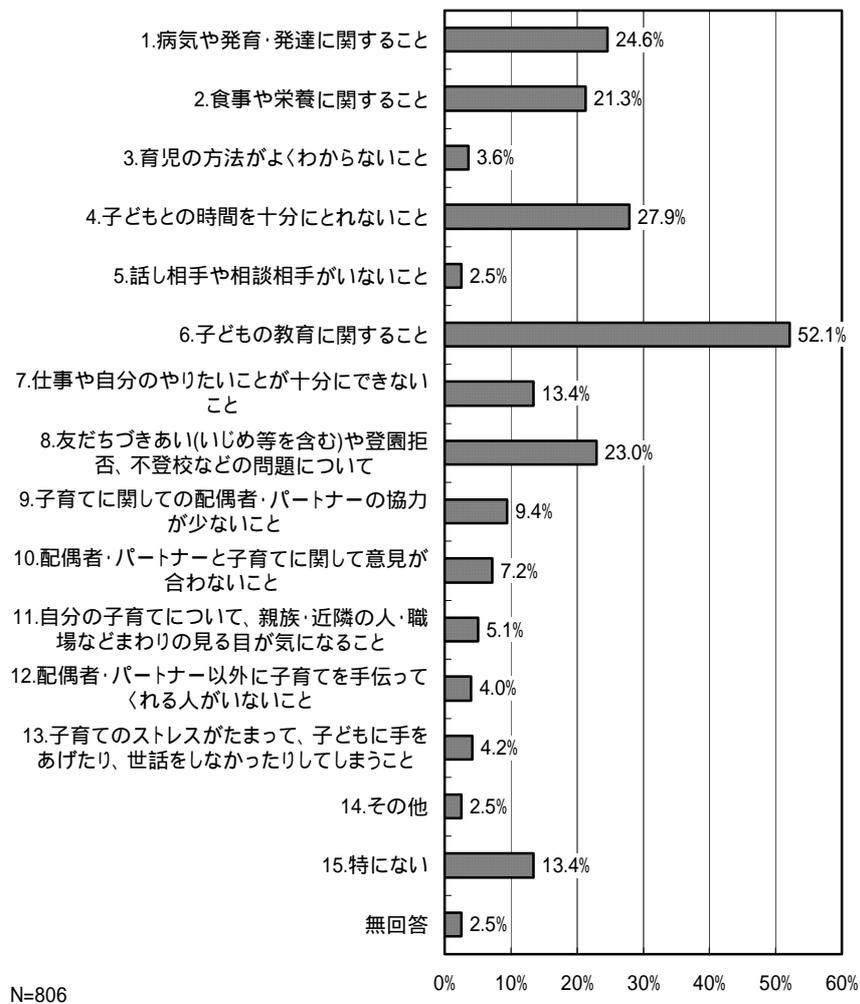


N=1,044

子育てに関する悩み

子育てに関する悩みは、「子どもの教育に関すること」が 52.1%と最も高くなっている。ついで、「子どもとの時間を十分にとれないこと」が 27.9%と続いている。

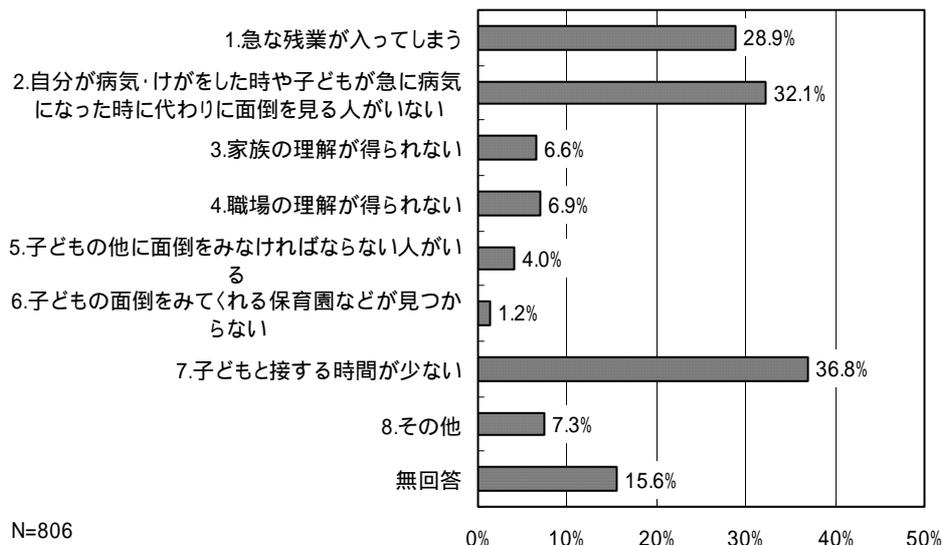
子育てに関する悩み



仕事と子育てを両立する上での問題点

仕事と子育てを両立する上での問題点としては、「子どもと接する時間が少ない」が36.8%、「自分が病気がけをした時や子どもが急に病気になった時に代わりに面倒を見る人がいない」が32.1%と高くなっており、ついで、「急な残業が入ってしまう」が28.9%と続いている。

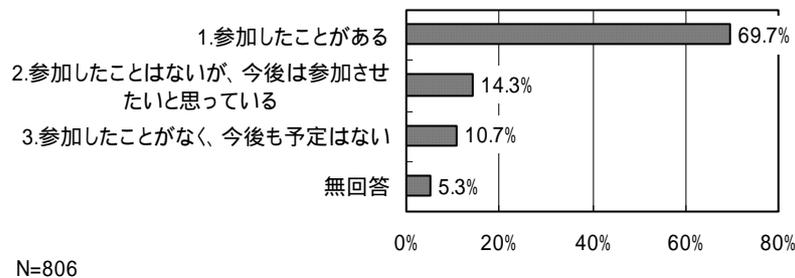
仕事と子育てを両立する上での問題点



地域活動やグループ活動への参加状況

地域活動やグループ活動への参加状況を見ると、「現在参加している」が69.7%と最も高く、「現在は参加させたいと思っている」は14.3%となっている。

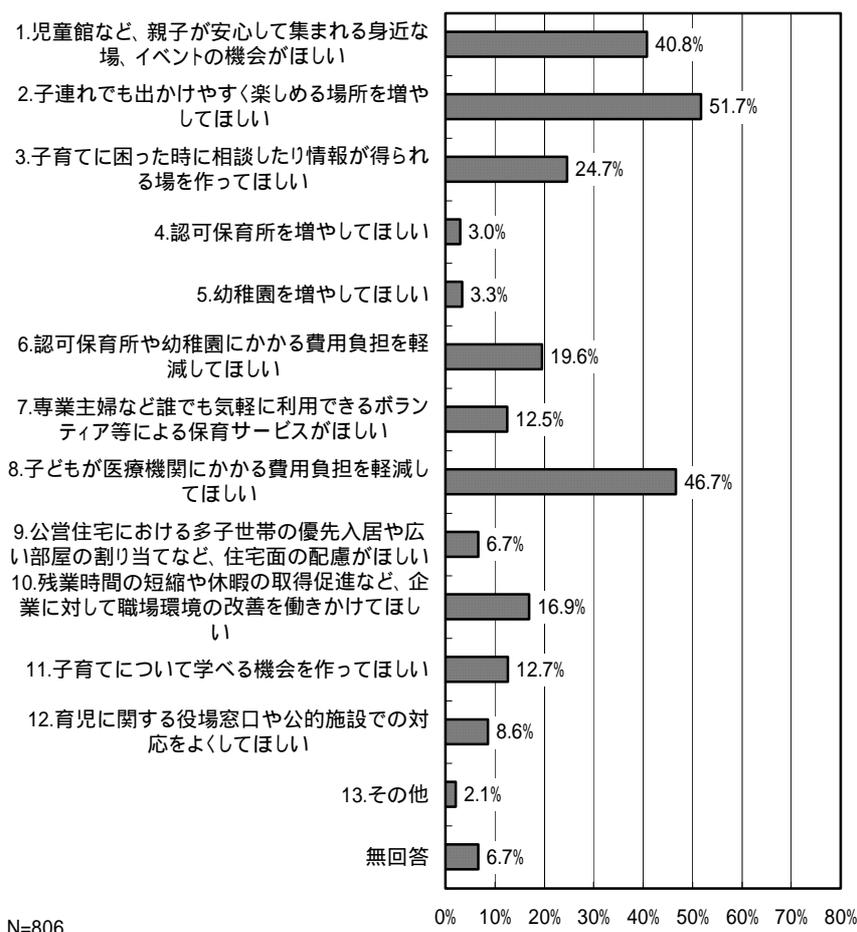
地域活動やグループ活動への参加状況



子育て支援に関する行政サービスへの要望

子育て支援に関する行政サービスへの要望は、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が 51.7%と高くなっている。ついで、「子どもが医療機関にかかる費用負担を軽減してほしい」(46.7%)、「児童館など、親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会がほしい」(40.8%)となっている。

子育て支援に関する行政サービスへの要望



§ 施策と事業目標

1. 地域における子育て支援

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

《現状と課題》

核家族化の進行や近隣関係の希薄化などを背景に、母親の育児負担感の増大及び深刻な育児不安や歪んだ子育てなど、家庭における子育て機能の弱体化が、大きな社会問題となっています。

専業主婦家庭や母子家庭等を含めたすべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における様々な子育て支援サービスの充実が必要です。また、家庭で子どもを育てている方の育児不安や育児負担を軽減するため、様々な子育てサービスを進めていく必要があります。

《今後の主な取組方策》

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の実施

親が仕事等で昼間家庭にいない小学校低学年の児童を対象に、放課後に児童館、学校の余裕教室などを利用して、放課後児童指導員を配置し、児童の健全な育成を図るための放課後児童クラブを平成21年度より実施します。また、高齢者等のボランティア活動による保育機能の充実を図ります。

保育サービスの充実

広く住民が利用しやすい保育サービスの提供が行われるよう、多様化する保育需要に対応するため、保育所施設等の整備と延長保育をはじめとする保育サービスの充実を図ります。また、幼保一元化を推進します。

子育て短期支援事業の実施

保護者が病気等の理由により、児童の養育が困難となった場合に、児童養護施設等で一時的に養育するショートステイ事業を実施します。

一時保育の実施

冠婚葬祭や保護者の病気、入院等の理由により、家庭で保育されることが一時的に困難となった乳幼児を保育所等で保育を行う一時保育事業を実施します。

幼稚園における預かり保育

通常の教育時間終了後、希望する園児を対象に預かり保育を実施します。

つどいの広場事業

子育て中の親子の交流・集いの場を提供し、子育て不安の軽減や地域からの孤立化の解消等を図ります。

地域子育て支援センター事業

地域の子育て家庭に対する育児相談や子育てサークル支援等を行う地域子育て支援センター事業を推進します。また、地域子育て支援センター内にファミリーサポートセンター、放課後児童クラブの設置を検討します。

ファミリーサポートセンターでは、乳幼児の保護者が保育等に関する援助を受けることを希望する時に、援助希望者との連絡及び調整をおこなうとともに、援助希望者の講習その他必要な援助について検討します。

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）では、親が仕事等で昼間家庭にいない小学校低学年の児童を対象に、放課後に学校の余裕教室などを利用して、放課後児童指導員を配置し、児童の健全な育成の検討を図ります。

目標事業量

事業		項目	目標					実施主体	
			平成16年度	平成17年度 目標量	平成18年度 目標量	平成19年度 目標量	平成20年度 目標量		平成21年度 目標量
乳幼児健康支援一時預かり事業	病後児保育事業 (派遣型)	年間の派遣回数	0	0	0	0	0	0	
		設置箇所数	0	0	0	0	0	0	
	病後児保育事業 (施設型)	定員数	0	0	0	0	0	0	
		設置箇所数	0	0	0	0	0	0	
ファミリーサポートセンター事業		設置箇所数	0	0	0	0	0	1	町
放課後児童健全育成事業		定員数	0	0	0	0	0	-	町
		設置箇所数	0	0	0	0	0	4	
子育て短期支援事業	ショートステイ事業	定員数	-	-	-	-	-	-	町
		設置箇所数	3	3	3	3	3	3	
	トワイライトステイ事業	定員数	0	0	0	0	0	0	
		設置箇所数	0	0	0	0	0	0	
一時保育事業		定員数	13	13	17	21	25	25	町
		設置箇所数	6	6	8	10	12	12	
特定保育事業		定員数	0	0	0	0	0	0	
		設置箇所数	0	0	0	0	0	0	
幼稚園における預かり保育		保育幼児数	-	-	-	-	-	-	民間幼稚園
		設置箇所数	1	1	1	1	1	1	
つどいの広場事業		設置箇所数	3	3	4	4	4	4	町・町社協
地域子育て支援センター事業		設置箇所数	0	0	0	0	0	1	町
通常保育事業		定員数	680	680	675	675	670	665	町
延長保育事業		定員数	-	-	-	-	-	-	町
		設置箇所数	0	0	0	0	1	1	
休日保育事業		定員数	0	0	0	0	30	30	町
		設置箇所数	0	0	0	0	1	1	
夜間保育事業		定員数	0	0	0	0	0	0	
		設置箇所数	0	0	0	0	0	0	

ファミリーサポートセンター事業、放課後児童健全育成事業(1箇所)については、平成21年度より地域子育て支援センター内で実施

保育所や幼稚園の園庭等の開放

保育所や幼稚園の園庭等の開放を行います。各種の子育て支援サービスの場として活用します。

ママプラザ

子育て中の親や小さな子ども達の交流の場として、親子のふれあいを深めるとともに友だちの輪を広げ、親同士で子育てなどに対する悩みや不安を相談しあったり、育児情報を交換しあえる仲間づくりを目指し、今後も継続してセミナーや、サークル活動や他町との交流会を開催します。

まちの子育てひろば

まちの子育てひろばでは、子育て中の親が気軽に集い、仲間づくりを通じて、子育ての悩みを解決し、互いに情報交換できる身近な場所を提供します。

幼稚園での子育て支援活動の充実

幼稚園における子育て支援活動の積極的に推進し、地域の実情に応じた幼稚園の子育て支援について総合的な活動等を実践します。

子育て環境整備

既存施設の機能強化による子育てに関する情報提供・相談、各種交流などを推進します。

保育時間の延長

家庭の状況等、保護者の申し出による保育時間の延長を実施します。

保育サービスに関する情報提供の充実

保育サービスの利用者による選択や質の向上に資する観点から、保育サービスに関する積極的な情報提供に努めます。

保育情報ホームページの充実

保育情報を町のホームページに掲示し、利用者への周知を図ります。

事業	目標	実施主体
保育所や幼稚園の園庭等の開放	実施	町
ママプラザ	実施	町
主任児童委員、民生委員・児童委員	実施	町
まちの子育てひろば	実施	町社協
幼稚園での子育て支援活動の充実	実施	町
子育て環境の整備	実施	町
保育時間の延長	実施	町
保育サービスに関する情報提供の充実	実施	町
保育情報ホームページ	実施	町

(2) 子育て支援のネットワークづくり

《現状と課題》

子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供する必要があります。

また、サービスの質の向上を図る観点から、地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成を促進する必要があります。

《今後の主な取組方策》

子ども情報センターホームページ

子育てに関する行事を記載し、利用者への周知を図ります。

広報や防災行政無線を利用した情報提供の充実

広報や防災行政無線を利用し、子育て支援サービスや保育サービスに関する情報提供に努めます。

子育てマップ・子育てガイドブックの作成

各種の子育て支援サービス等が、利用者に十分周知されるよう、平成 21 年度までに、子育てマップや子育てガイドブックの作成・配布等による情報提供に努めます。

子育てに関する意識啓発

地域住民の多くが子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識啓発等の実施方法を検討します。

事業	目標	実施主体
子ども情報センターホームページ	実施	郡教委
広報	実施	町
防災行政無線	実施	町
子育てマップ・子育てガイドブックの作成	平成21年度までに作成予定	町
子育てに関する意識啓発	実施方法の検討	町

(3) 児童の健全育成

《現状と課題》

地域社会における児童数の減少は、遊びを通じての仲間関係の形成や児童の社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があると考えられます。

地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる放課後や週末等の居場所づくりの推進が必要です。

また、学校等の社会資源、子育てに関する活動を行う地域ボランティア、子ども会、自治会等を活用し、地域ぐるみで児童の健全育成を図る必要があります。

《今後の主な取組方策》

子どもの居場所づくり推進事業

社会教育施設や学校等を活用して、安全・安心な子どもたちの居場所（活動拠点）を整備するとともに、地域の大人を指導員として配置し、放課後や週末における様々な体験活動や地域住民との交流活動等を実施することで、子どもを見守り育てる地域の教育環境の再生を図る。

校庭・体育館の開放

児童の放課後や週末の居場所づくりとして、小・中学校の校庭や体育館、公共施設を開放します。

地域ぐるみのサポートシステムの充実

少年非行等の問題を抱える児童生徒の早期発見・早期対応をはじめ、より一層きめ細かな支援を行うため、教員や適応指導教室指導員の研修、家庭への訪問指導など不登校対策に関する中核的機関を充実し、学校・家庭・関係機関が連携した地域ぐるみのサポートシステムの充実を図ります。

「地域間交流推進校」の設置

「体験活動推進地域」及び「推進校」の指定を受けて、他校のモデルとなる体験活動に取り組むとともに、都市部から農山漁村や自然が豊かな地域に出かけ、農林漁業体験や自然体験を行うなど、異なる環境における豊かな体験活動を促進します。

事業	目標	実施主体
子どもの居場所づくり推進事業	実施	町
校庭・体育館の開放	実施	各学校
地域ぐるみのサポートシステムの充実	実施	郡教委
「地域間交流推進校」の設置	豊かな体験活動推進事業 (指定)を実施	国

(4) 世代間交流の推進

《現状と課題》

地域における子育て支援サービスは、地域の高齢者の参画を得るなど、世代間交流の推進を図ることが必要です。

また、幼稚園・保育所の園庭・園舎を開放し、子育て相談等各種の子育て支援サービスの場として公共施設の余裕空間を活用することが望まれます。

《今後の主な取組方策》

農村体験活動の支援

地域の高齢農業者と小・中学生が世代間交流し、農村における暮らし等を学ぶ活動を支援します。

老人クラブによる「子どもとの体験交流等による子育て支援活動」の推進
老人クラブによる「子どもとの体験交流等による子育て支援活動」を推進します。

幼稚園での子育て支援活動の充実

幼稚園における子育て支援活動を積極的に推進し、地域の実情に応じた幼稚園の子育て支援について総合的な活動等を実践します。(再掲)

事業	目標	実施主体
農村体験活動の支援	実施	郡教委
老人クラブによる「子どもとの体験交流等による子育て支援活動」の推進	実施	町
幼稚園での子育て支援活動の充実 (再掲)	実施	町

2. 母子並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進

(1) 子どもや母親の健康の確保

《現状と課題》

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、乳幼児健診、訪問指導、各種相談等の母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等を充実する必要があります。

特に、親の育児不安の解消等を図るため、乳幼児健診の場を活用し、親への相談指導等を実施するとともに、児童虐待の発生予防の観点を含め、妊娠期からの継続した支援体制の整備を図る必要があります。

《今後の主な取組方策》

母子健康手帳の交付

母子健康手帳を交付し、妊婦の状況把握と保健師、栄養士による指導に努めます。

乳幼児健診の充実

乳幼児の年齢に応じた健康診断の充実を図ります。

すくすく健康相談（6～7ヶ月児）

7～8ヶ月児とその保護者を対象に発育状態の観察と保健師、栄養士、歯科衛生士による個別指導（離乳食・予防接種、不慮の事故防止等）を今後も継続して実施します。

ヨチヨチ健康相談（1歳児）

11～12ヶ月児とその保護者を対象に発育状態の観察と保健師、栄養士、歯科衛生士による個別指導を今後も継続して実施します。

2歳児健康教室

2歳児の発育状態の観察、歯の磨き方の個別指導や幼児食の指導を今後も継続して実施します。

保育所虫歯予防教室

園児の虫歯予防のために保護者と園児を対象に歯の大切さ、磨き方の指導を今後も継続して実施します。

新生児訪問

生後 28 日以内に母子の状況把握と指導を今後も継続して実施します。

訪問指導

初妊婦、新生児、健診未受診児、健診後のフォロー、その他必要と思われる人に訪問し、相談・指導を今後も継続して実施します。

栄養だより

保育所保護者への栄養指導として、たよりを発行します。

0 歳児クラス

1 歳半までの乳幼児とその親への育児支援（交流の場としている）を今後も継続して実施します。

マタニティクラス

妊娠中の健康、歯の健康、新生児の育児指導、母乳栄養指導、0 歳児クラスとの交流（沐浴実習）を今後も継続して実施します。

学校歯科指導・学校の健康教育

歯磨き指導の実施や各小学校において保健師、栄養士が健康教育を実施します。

母乳相談

在宅助産師による母乳に関する相談を今後も継続して実施します。

遊びの教室「たけのこクラブ」

1 歳 6 ヶ月児から保育所入所までの幼児と保護者を対象に季節の遊びを取り入れた親子遊びを今後も継続して実施します。

子育てセミナー

子育て中のお母さんとその子どもを対象に親子遊びや講演会の開催を今後も継続して実施します。

母子保健地域組織育成事業の実施（愛育班）

母子保健推進員に対する指導者研修や愛育班などの組織活動を育成する母子保健地域組織育成事業を実施します。

のびのび遊ぶ会

精神面での発達・発育に何らかの問題がある児童に対して、遊びを通して日常生活指導を行うことにより、発達成長を促し社会適応ができるようにするとともに、家族の不安の除去を図り、精神的に安定した育児環境がつかれるようにします。

乳幼児発達相談

小児精神科医の相談により、精神障害児の早期発見、適切な治療の勧奨と推進、育児への援助を図ります。

精神発達精密検査

健診において、発達上に問題がある児童に対して、心と身体の総合的な発達、育児相談、指導を行います。

兵庫県小児救急医療電話相談

子どもの急な病気、けがなどで医療機関に受診した方がいかなどの問い合わせに応じ相談を行います。

個別予防接種

接種機関の拡大とかかりつけ医による予防接種を推進し、体調の良い時に予防接種が受けられる個別予防接種を実施します。

事業	目標	実施主体
母子健康手帳の交付	実施	町
4ヶ月児健診	実施	町
すくすく健康相談(6~7ヶ月児)	実施	町
ヨチヨチ健康相談(1歳児)	実施	町
2歳児健康教室	実施	町
保育所虫歯予防教室	実施	町
新生児訪問	実施	町
1歳半健診	実施	町
訪問指導	実施	町
栄養だより	実施	町
0歳児クラス	実施	町
マタニティクラス	実施	町
学校歯科指導	実施	町
学校の健康教育	実施	町
3歳児健診	実施	町
母乳相談	実施	町
遊びの教室「たけのこクラブ」	実施	町
子育てセミナー	実施	町
母子保健地域組織育成事業の実施 (愛育班)	実施	町
のびのび遊ぶ会	実施	町
乳幼児発達相談	実施	町
精神発達精密検査	実施	町
兵庫県小児救急医療電話相談	実施	町
個別予防接種	実施	町

(2) 「食育」の推進

《現状と課題》

朝食欠食等の食習慣の乱れや思春期やせに見られるような心と身体の問題が子どもたちに生じています。

乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図る必要があります。

《今後の主な取組方策》

親子クッキング講座

小学生を対象に夏期休暇期間を利用し、親子で食に関心を持つ機会を提供する講座を今後も継続して開催します。

子どもの栄養教室

町栄養士と学校栄養士とで小学校4～6年生を対象に自分たちが食べている食事やおやつについて関心をもてるように栄養教室を今後も継続して開催します。

地域における食に関する学習機会の充実

食に関する正しい知識と望ましい食習慣の形成を図るため、小学校低学年、高学年、及び中学生への食生活学習教材の作成・配布し、食に関する指導を充実します。

食育に関するモデル事業の実施

食育に関する先駆的・モデル的事业を実施し、「食育」を推進します。

食育推進ボランティアの登録・活用

食育推進ボランティアの登録・活用を進め、地域特産物や伝統的食文化など各地域の特色を活かした「食育」の実践活動を展開します。

事業	目標	実施主体
親子クッキング講座	実施	町
子どもの栄養教室	実施	町
地域における食に関する学習機会の充実	実施	町
食育に関するモデル事業の実施	実施	町
食育推進ボランティアの登録・活用	実施	町

(3) 思春期保健対策の充実

《現状と課題》

十代の人工妊娠中絶、性感染症罹患率の増大等の問題に対応するため、性に関する健全な意識の養成と併せて、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図ることが必要です。

また、喫煙や薬物等に関する教育、学童期・思春期における心の問題に対し、地域における相談体制の充実等を進めることが必要です。

《今後の主な取組方策》

喫煙防止教育の充実

喫煙防止教育の充実のため、保健体育や特別活動をはじめ学校教育活動全体を通じて喫煙防止に関する指導を行うための喫煙防止教育教材の作成・配布を実施します。

性に関する正しい知識の普及

思春期の子どもが性に関する知識を持ち、性差を十分に理解してお互いを尊重しあうとともに責任ある行動のかん養を図ることができるよう取組を推進します。

薬物に関する正しい知識の普及

物乱用防止教育の充実のため、薬物乱用防止教室の推進、薬物乱用防止教育教材（小・中・高校生用）の作成・配布、研修会やシンポジウムの開催等を実施します。

事業	目標	実施主体
喫煙防止教育の充実	実施	町
性に関する正しい知識の普及	実施	町
薬物に関する正しい知識の普及	実施	郡教委

3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

(1) 次世代の親の育成

《現状と課題》

中学生、高校生等が、子どもを生き育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするため、男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生き育てることの意義を教育・広報・啓発する必要があります。また、家庭を築き、子どもを生き育てたいと思う男女が、その希望を実現することができるような地域社会の環境整備が必要です。

《今後の主な取組方策》

乳幼児とのふれあい体験

保育所、ママプラザ等において、中学校生徒と保育所園児、ママプラザ親子とのふれあいを通じて、異世代間の相互理解を深めます。

「地域間交流推進校」の設置

「体験活動推進地域」及び「推進校」の指定を受けて、他校のモデルとなる体験活動に取り組むとともに、都市部から農山漁村や自然が豊かな地域に出かけ、農林漁業体験や自然体験を行うなど、異なる環境における豊かな体験活動を促進します。

(再掲)

男女共同参画社会の推進

家庭や地域、職場などあらゆる分野で男女が互いに尊重し、自己実現をめざす取組を推進していくため、男女共同参画プランを策定し、啓発活動の推進・方針決定過程における女性の参画を進めます。

事業	目標	実施主体
乳児とのふれあい体験	実施	県
「地域間交流推進校」の設置 (再掲)	豊かな体験活動推進事業 (指定)を実施	国
男女共同参画社会の推進	実施方法の検討	町

(2) 子どもの生きる力の育成

確かな学力の向上

《現状と課題》

子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、知識・技能はもとより、学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力等まで含めた確かな学力を子どもに身に付けさせるために、子ども、学校及び地域の実態を踏まえて創意工夫し、学校の活性化等に取り組む必要があります。

《今後の主な取組方策》

第7次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画の実施

新学習システムを導入することにより、教科等に応じ、少人数指導や習熟度別指導を行うなど、きめ細かな指導を行う学校の具体的な取組を支援する第7次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画に対応を図ります。

学校いきいきプラン

部活動指導補助員配置事業を実施し、学校教育活動への外部人材の導入を図り、学校の活性化等に取り組めます。(学校いきいきプラン)

小中学校施設整備事業

耐震性の強化やバリアフリー化、教育内容の充実等を図るため、老朽化した学校施設の改築や設備の充実を進めます。

学校給施設整備事業

老朽化した給食施設の近代化・合理化を進め、適切な施設整備を行うとともに、給食メニューに地場の食材を積極的に採り入れるなど地域の食文化を育む安全な学校給食を推進します。

特色ある学校教育の推進

児童・生徒の潜在能力や個性を引き出す教育、特色ある学校づくりを推進するため、外国人講師等による英語教育の推進や、自然体験・情報処理教育・福祉教育などの充実を図ります。

学校図書館整備事業

学校図書館を活用した教育の推進及び学校を越えた図書の共用化の促進を図るため、町立図書館と連携した蔵書情報のデータベース化及び学校図書館のネットワーク化や蔵書の充実を進めます。

事業	目標	実施主体
第7次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画の実施	新学習システムの実施	国・県
学校いきいきプラン	部活動指導補助員配置事業の実施	国・県
小中学校施設整備事業	実施方法の検討	町
学校給施設整備事業	実施方法の検討	町
特色ある学校教育の推進	実施方法の検討	町
学校図書館整備事業	実施方法の検討	町

豊かな心と健やかな身体の育成

《現状と課題》

豊かな心を育むため、指導方法や指導体制の工夫改善等を進め、子どもの心に響く道徳教育の充実を図るとともに、地域と学校との連携・協力による多様な体験活動を推進する等の取組の充実が必要です。

また、子どもがスポーツに親しむ習慣や意欲、能力を育成するため、体育の授業を充実する必要があります。

《今後の主な取組方策》

スクールカウンセラー・「心の教室相談員」等の配置

公立中学校にスクールカウンセラーや「心の教室相談員」を配置します。

地域教育協議会の開催等

幼・保・小・中・高生徒指導連絡協議会を開催するとともに、学校教育の情報発信と地域の人々の意見を聞く場等を設けます。

道徳教育等の推進

教育委員会・学校において創意工夫を生かすとともに、「心のノート」や「心のせんせい」を活用した道徳教育の推進、教員の指導力の向上に取組ます。

児童生徒が身に付ける道徳の内容を分かりやすく表した「心のノート」を全ての小・中学生に配布し、道徳性を育成します。

道徳教育に関する指導用の手引資料を配布し、教員の指導力の向上に努めます。

「地域間交流推進校」の設置

「体験活動推進地域」及び「推進校」の指定を受けて、他校のモデルとなる体験活動に取り組むとともに、都市部から農山漁村や自然が豊かな地域に出かけ、農林漁業体験や自然体験を行うなど、異なる環境における豊かな体験活動を促進します。

(再掲)

地域ぐるみのサポートシステムの充実

少年非行等の問題を抱える児童生徒の早期発見・早期対応をはじめ、より一層きめ細かな支援を行うため、教員や適応指導教室指導員の研修、家庭への訪問指導など不登校対策に関する中核的機関を充実し、学校・家庭・関係機関が連携した地域ぐるみのサポートシステムの充実に努めます。(再掲)

子どもたちの文化活動や鑑賞機会の充実

子どもたちが本物の文化芸術に直に触れ、創造活動に参加することにより、多くの感動体験を得、感受性豊かな人間としての育成を図るため、学校や地域社会における子どもたちの文化活動や鑑賞の機会を充実します。

少年サポートチームの結成

少年の問題行動が多様化・深刻化している現状を踏まえ、少年の立直り支援など個別ケースや課題ごとに、権限を有する関係機関が協働して対応することを目的とするサポートチームを結成します。

スポーツクラブ21ひょうご

「スポーツクラブ21ひょうご」の事業プランに基づき、活動計画を策定し、住民のスポーツ活動に対する支援を行います。

生涯スポーツ教室の開催

社会体育施設や学校施設等を活用して、各種スポーツ・健康教室等を開催するとともに、団体・リーダーの育成に取組、生涯を通じた身近な健康づくりやスポーツ活動の活発化を図ります。

事業	目標	実施主体
スクールカウンセラーの配置	実施	県
「心の教室相談員」の配置	実施	県
問題行動への対応	実施	町
地域教育協議会	実施	町
青少年問題協議会	実施	町
道徳教育の推進、教員の指導力の向上	実施	国
小・中学生の道徳性の育成	実施	国
道徳教育の教師用指導手引資料を小・中学校の全学級に配布	実施	国
「地域間交流推進校」の設置(再掲)	豊かな体験活動推進事業(指定)の実施	国
地域ぐるみのサポートシステムの充実(再掲)	実施	郡教委
子どもたちの文化活動や鑑賞機会の充実	実施	郡教委
少年サポートチームの結成	実施	郡教委
スポーツクラブ21ひょうご	実施	町
生涯スポーツ教室の開催	実施方法の検討	町

信頼される学校づくり

《現状と課題》

学校においては、地域の実情に応じた通学区域の弾力的運用等、地域に根ざした特色ある学校づくりが求められています。また、児童生徒が安心して教育を受けることができるよう、各学校が、家庭や地域の関係機関・関係団体とも連携しながら、安全管理に関する取組を継続的に行う必要があります。

《今後の主な取組方策》

学校安全の充実

近年、学校の管理下での事件・事故等が大きな問題となっている状況を踏まえ、防犯や救急処置等の訓練などを実施する防犯訓練を実施し、学校安全の充実等に総合的に取組ます。

学校評議員の設置・活用

学校評議員制度の設置・活用等により、地域及び家庭と学校との連携・協力を図り、地域の実情に応じた通学区域の弾力的運用等、地域に根ざした特色ある学校づくりに取組ます。

教員の評価システムの導入

教員一人一人の能力や実績等が適正に評価され、それが配置や研修、給与等の処遇に適切に結び付けられるよう教員の人事管理の改善を図るため、教員の評価システムを導入し、指導力不足の教員に対応できるよう、実施方法を検討します。

事業	目標	実施主体
学校安全の充実	実施	郡教委
学校評議員の設置・活用	実施	国
教員の評価システムの導入	実施方法の検討	町

(3) 家庭や地域の教育力の向上

子どもを地域社会全体で育てる観点から、学校、家庭及び地域の連携の下に家庭や地域における教育力を総合的に高める必要があります。

家庭教育への支援の充実

《現状と課題》

育児不安や児童虐待の背景として、近年の都市化、核家族化、少子化、地域における地縁的なつながりの希薄化等に伴う家庭の教育力の低下が指摘されていることを踏まえ、乳幼児健診や就学時健診等の多くの親が集まるあらゆる機会を活用し、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報の提供を行う必要があります。

《今後の主な取組方策》

家庭教育手帳の配布

親が家庭を見つめ直し、自信を持って子育てに取り組んでいく契機となるよう、家庭教育手帳を中学生以下の子どもを持つ親に配布します。

子育てを支援するネットワークの形成

子育てサークル活動への支援等、地域において子育てを支援するネットワークの形成を図ります。

事業	目標	実施主体
家庭教育手帳の配布	実施	国
子育てを支援するネットワークの形成	実施	町

地域の教育力の向上

《現状と課題》

子どもが、自分で課題を見つけ、自ら学び主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する力や、他人を思いやる心や感動する心等の豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力を、学校、家庭及び地域が相互に連携しつつ社会全体で育てていく必要があります。

《今後の主な取組方策》

乳幼児とのふれあい体験

保育所、ママプラザ等において、中学校生徒と保育所園児、ママプラザ親子とのふれあいを通じて、異世代間の相互理解を深めます。(再掲)

親子による交流、自然体験学習

小学校(生活科)総合学習の時間で米づくり、学級PTA活動で親子交流を行います。

トライやるウィークの実施

中学校2年生の生徒が、職場体験活動・勤労生産活動など5日間の学校外での体験活動を通して地域に学び、「生きる力」を育むことを目指します。

体験型環境学習の推進

子どもたちの豊かな人間性を育むため、地域の身近な環境をテーマに、子どもたちが自ら企画し、継続的な体験学習を行うモデル事業を実施します。

野外活動等の自然体験活動の推進

青少年の長期自然体験の普及、定着を図るため、自然体験活動推進団体の協力を得ながら、青少年を対象として、野外活動施設や農家などで、2週間程度の長期間、異年齢集団による共同生活を通じた野外活動等の自然体験活動を推進します。

地域の教育力の活性化及び奉仕活動・体験活動の充実

地域の教育力の活性化及び奉仕活動・体験活動の充実を総合的に推進するため、地域の実情に即した子どもの多様な活動を促進するためのモデル事業を実施します。

学校施設の開放

学校・家庭・地域社会が連携することの重要性に鑑み、地域ぐるみでたくましい心豊かな児童生徒を育成することに役立つよう、学校施設に地域住民等が利用する施設を整備します。

農村体験活動の支援

地域の高齢農業者と小・中学生が世代間交流し、農村における暮らし等を学ぶ活動を支援します。(再掲)

中山間地域と都市の子ども達の交流・各種体験活動のための施設整備

山村等の恵まれた自然環境等を活用し、山村等中山間地域と都市の子ども達が農山村の伝統文化へのふれあいや相互の交流・各種体験活動を促進するための施設整備を検討します。

森林環境教育等に対応した森林・施設の整備

教育分野と連携した学校内外における森林内での様々な体験活動を通じた森林環境教育、森林づくりへの直接参加、健康づくりのための森林の活用など多様な要請に対応した森林・施設の整備と利用を推進します。

「こどもエコクラブ」事業の実施

子どもたちが地域の中で自主的に環境活動を行うことを支援する「こどもエコクラブ」事業を実施します。

伝統文化活動の保存・継承

文化財や伝統芸能・祭り・行事など、地域の伝統文化資源・活動等の保存・継承とともに、町の歴史や伝統文化などの資料を保管・展示・紹介を図ります。

芸術・文化活動の推進

芸術・文化に親しむ機会の創出や指導者の確保等に努めるとともに、住民の主体的な芸術・文化活動に対する支援を行う。

また、空屋や廃校などを活用して芸術家の創作活動、地域との交流を支援する「(仮称)芸術家村」づくりを推進します。

事業	目標	実施主体
乳児とのふれあい体験(再掲)	実施	県
親子による交流、自然体験学習	実施	町
トライやるウィーク	実施	県
体験型環境学習の推進	実施	郡教委
野外活動等の自然体験活動の推進	実施	郡教委
地域の教育力の活性化及び奉仕活動・体験活動の充実	実施	国
学校施設の開放	実施	郡教委
農村体験活動の支援(再掲)	実施	郡教委
中山間地域と都市の子ども達の交流・各種体験活動のための施設整備	実施に向け検討中	郡教委
森林環境教育等に対応した森林・施設の整備	実施	郡教委
「こどもエコクラブ」事業の実施	実施	県・郡教委
伝統文化活動の保存・継承	実施方法の検討	町
芸術・文化活動の推進	実施方法の検討	町

(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

《現状と課題》

雑誌、ビデオ、コンピュータ・ソフト、テレビ、インターネット等のメディア上の性、暴力等の有害情報については、子どもに対する悪影響が懸念される状況であることから、関係機関・団体やPTA、ボランティア等の地域住民と連携・協力をして、関係業界に対する自主的措置を働きかける必要があります。

《今後の主な取組方策》

各種広報啓発活動の推進

被害防止教室及び教育関係者・プロバイダ等業者を交えたシンポジウムの開催、リーフレットの配布等により、児童の犯罪被害防止のための広報啓発活動の実施方法を検討します。

被害防止のための相互の連携の推進

関係機関、関係業界等に対する被害防止のための指導の要請教育機関、PTA、電話会社等と被害防止対策会議を開催するなど相互の連携を図るとともに、プロバイダ、サイト開設者に対し、児童の被害防止のための措置を要請します。

事業	目標	実施主体
各種広報啓発活動の推進	実施方法の検討	郡教委
被害防止のための相互の連携の推進	実施	郡教委

4. 安心・安全な子育て環境の整備

(1) 良質な住宅・住環境の整備

《現状と課題》

若年世代にとっても魅力のある新たな住宅宅地の供給を図るための定住促進が必要です。また、快適な定住環境づくりを進めていくため、公共施設や歩行空間のバリアフリー化や住民参加による公園づくりなどを推進します。

《今後の主な取組方策》

定住促進宅地分譲事業

過疎対策、少子高齢化対策の一環として、定住人口を確保する魅力ある宅地造成・分譲事業を行います。

公営住宅整備事業

安全で健康的な住環境の確保と定住化を促進するため、老朽化した公営住宅の建て替え・整備を図ります。

わがまち公園づくり事業

地域住民が主体となったわがまち公園づくり事業を推進します。

バリアフリーのまちづくりの推進

公共施設等をすべての人が利用・移動しやすくするため、段差解消などのバリアフリー化を進めます。

歩行空間のバリアフリー化

幅の広い歩道等の整備等による歩行空間のバリアフリー化を推進します。

事業	目標	実施主体
定住促進宅地分譲事業	実施方法の検討	町
公営住宅整備事業	実施方法の検討	町
わがまち公園づくり事業	実施方法の検討	町
バリアフリーのまちづくりの推進	実施	県・町
歩行空間のバリアフリー化	実施	県・町

(2) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

《現状と課題》

子どもを交通事故から守るため、警察、保育所、学校、児童館、関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進することが必要です。

《今後の主な取組方策》

交通安全教育の推進

子ども及び子育てを行う親等を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を交通安全教育指針に基づき段階的かつ体系的に行うとともに、地域の実情に即した交通安全教育を推進します。

また、交通安全教育に当たる職員の指導力の向上及び地域における民間の指導者の育成に努めます。

事業	目標	実施主体
交通安全教育の推進	実施	町

(3) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

《現状と課題》

子どもが犯罪被害に遭わないよう、関係機関・団体と連携し、情報交換や犯罪等に関する情報の収集、学校付近・通学路などにおける見守り活動を行う必要があります。

《今後の主な取組方策》

関係機関との連携強化

関係機関との連携を深めながら事故防止に努めます。

犯罪等に関する情報提供の推進

地域住民に対し、駐在所広報誌、警察本部のホームページ等によって、子どもに対する声掛け事案等子どもが被害者となる事案の発生場所、時間帯、犯罪手口等の情報を提供します。

関係機関・団体との情報交換

子どもを犯罪等の被害から守るため、子どもに対する声掛け事案等子どもが被害者となる事案の発生場所、時間帯、犯罪手口等の情報について、関係機関・団体との情報交換を推進します。

パトロール活動の推進

学校付近や通学路等においてPTA等の学校関係者や防犯ボランティア等の関係機関・団体と連携したパトロール活動を推進します。

また、防犯ボランティアによる自主的なパトロール活動に対し、地域安全情報の提供を含め適切な指導助言を行うとともに、警察官に同行しての合同パトロールの実施、防犯ボランティアの活動についての広報等により支援します。

「子ども110番の家」等の緊急避難場所の設置促進

子どもが被害に遭い又は遭うおそれがある場合における一時的な保護と警察等への通報を行う「子ども110番の家」の設置を促進し、保護の要領、警察への通報等に関するマニュアルの配布、講習会の実施、地域安全情報の提供等を支援します。

事業	目標	実施主体
関係機関との連携	実施	町
犯罪等に関する情報提供の推進	実施	町
関係機関・団体との情報交換	実施	町
パトロール活動の推進	実施	町
「子ども110番の家」等の緊急避難場所の設置促進	実施	町

(4) 住民参加のまちづくりの推進

《現状と課題》

育児・青少年教育・福祉・防災防犯などの地域の互助活動など、身近な生活の中で、住民参加によるコミュニティの育成を図ることができるような、住民主体のまちづくりを推進する必要があります。

《今後の主な取組方策》

住民活動等の支援

住民の主体的な福祉活動を推進していくため、福祉意識の啓発活動をはじめ、NPOやボランティアの育成、支援を行います。

わがまちづくり協働事業の創設

地域が持つ個性や環境、伝統などを生かした地域づくりを住民と行政が協働して取り組むため「わがまちづくり協働事業」を創設します。

ボランティア活動支援事業

各種のボランティア活動・NPO活動の支援制度の確立を図ります。

公共施設活用促進事業

既存公共施設を活かした活力あふれる地域づくりを図るため、地域住民と一体となって、公共施設の活用の促進や、地域主体の管理・運営についての検討を図ります。

§ 施策と事業目標

事業	目標	実施主体
住民活動等の支援	実施方法の検討	町
わがまちづくり協働事業の創設	実施方法の検討	町
ボランティア活動支援事業	実施方法の検討	町
公共施設活用促進事業	実施方法の検討	町

5. 職業生活と家庭生活との両立の推進

(1) 多様な働き方の実現

《現状と課題》

男性を含めたすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、「働き方の見直し」を進めることが必要です。

また、職場優先の意識や固定的な、性別役割分担意識等の働きやすい環境を阻害する職場における慣行、その他の諸要因を解消する必要があります。

《今後の取組方策》

育児休業の取得の意識啓発

育児休業の取得率等について設定した社会全体の目標値の達成に向け、事業主等に対して意識啓発のための実施方法を検討します。

ファミリーサポートセンター事業の実施

地域子育て支援センター内に、乳幼児の保護者が保育等に関する援助を受けることを希望する時に、援助希望者との連絡及び調整をおこなうとともに、援助希望者の講習その他必要な援助を行うためのファミリーサポートセンターの設置を検討します。

育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法等関係法令の周知・啓発

育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法等関係法令の周知・啓発のための実施方法を検討します。

事業	目標	実施主体
育児休業の取得の意識啓発	実施方法の検討	町
ファミリーサポートセンター事業	平成21年度実施予定	町
育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法等関係法令の周知・啓発	実施方法の検討	町

6. 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

(1) 児童虐待防止対策の充実

《現状と課題》

虐待の背景は多岐にわたることから、児童虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長、社会的自立を促していくためには、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を講ずるとともに、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察等の地域における関係機関の協力体制の構築が求められます。

《今後の主な取組方策》

虐待の早期発見・早期対応

1歳半健診、3歳児健診等機会のある毎に子どもの様子を見るとともに、保育所、私立幼稚園での日々の生活の中で子どもの様子を見守り、虐待の早期発見・早期対応に努めます。また、主任児童委員が中心となり、民生委員・児童委員と協力して、地域での虐待予防や若年母の見守り活動を継続して実施します。

被害を受けた児童へのカウンセリング等の支援、関係機関との連携強化等を推進します。

事業	目標	実施主体
健診や保育所、幼稚園での見守り	実施	町
主任児童委員による虐待予防活動	実施	町
関連機関との連携強化	実施	町

(2) 母子家庭等自立支援の推進

《現状と課題》

離婚の増加等により母子家庭等が急増している中で、母子家庭等の児童の健全な育成を図るために、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に主眼を置き、子育てや生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策について、地域の母子家庭等の現状を把握し、総合的な対策を適切に実施する必要があります。

《今後の主な取組方策》

児童扶養手当の給付

父のいない家庭等の0～18歳の子どもを育てる人に対して、児童扶養手当を今後も継続して給付します。

母子寡婦福祉資金の貸付

母子家庭及び寡婦の生活安定、子どもの福祉を図るために、無利子または低利子で各種資金の貸付を今後も継続して行います。

母子家庭自立支援給付金事業の実施

母子家庭自立支援給付金事業を今後も継続して実施します。

母子家庭等日常生活支援事業の実施

母子家庭の母等が疾病や講習会の受講等の場合に一時的な家事援助や保育サービスを提供する日常生活支援事業を実施します。

ひとり親家庭生活支援事業の実施

土日・夜間の電話相談、児童訪問援助、ひとり親の情報交換の場の提供等を行うひとり親家庭生活支援事業を実施します。

母子家庭等自立支援推進事業の実施

母子家庭等施策を効果的・効率的に実施するための課題や方策の検討について地域の実情に応じて支援する体制を整備する母子家庭等自立支援推進事業を実施します。

事業	目標	実施主体
児童扶養手当の支給	実施	県
母子寡婦福祉資金の貸付	実施	県
母子家庭自立支援給付金事業の実施	実施	県
子育て短期支援事業（ショートステイ）の実施（再掲）	実施	町
母子家庭等日常生活支援事業の実施	実施	県
ひとり親家庭生活支援事業の実施	実施	県
母子家庭等自立支援推進事業の実施	実施	県

(3) 障害児施策の充実

《現状と課題》

障害の原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を推進する必要があります。

障害児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、適切なサービス提供が求められています。また、保護者等に対する支援として育児相談を充実する必要があります。

学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等教育及び療育に特別のニーズのある子どもについて、教員の資質向上を図りつつ、適切な教育的支援を行う必要があります。

《今後の主な取組方策》

相談事業

保育所や保健センターで相談を行います。

障害児保育

公立保育所、私立幼稚園で0～5歳児の各クラスで障害児保育を行います。

特別児童扶養手当の給付

0～20歳未満の障害のある子どもを育てる人に対して、特別児童扶養手当を今後も継続して給付します。

LD、ADHD、高機能自閉症等のある児童生徒に対する総合的な教育支援体制の整備
小・中学校の通常の学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等のある児童生徒に対する総合的な教育支援体制を整備します。

障害児（者）の社会参加の推進

障害児（者）の社会参加を促進するため、ノーマライゼーションの理念についての啓発活動を推進します。また、地域の文化・スポーツ活動などを通じた交流機会や活動機会の確保や情報提供、学校教育などにおける障害児（者）に対する正しい理解を深める福祉教育を推進します。

公共施設のバリアフリー化の推進

障害者福祉施設の整備や公共施設等のバリアフリー化など地域基盤の整備を推進します。

事業	目標	実施主体
相談事業	実施	町
障害児保育	実施	町
特別児童扶養手当の給付	実施	県
LD、ADHD、高機能自閉症等のある児童生徒に対する総合的な教育支援体制の整備	実施	郡教委
障害児（者）の社会参加の推進	実施	町
公共施設のバリアフリー化の推進	実施	町

§ 計画の推進体制

本町においては、平成16年度に地域協議会を設置し、地域協議会での検討により次世代育成支援行動計画を策定しました。

今後は、地域社会が一体となって、次世代育成支援対策の推進に努める必要があります。このため、町民、事業者、行政等で構成される次世代育成支援のための地域協議会を今後も継続して運営することも含め、計画の進捗状況について、各年度において実施状況を把握、点検、施策の実施状況を評価するための組織の設置を検討します。点検評価の結果は、町の広報やホームページを通じて公表するとともに、その結果に対する住民の意見を聴取する場を設け、計画の着実な推進と評価や意見に基づく見直しを図ります。

